

## ヴェトナム李朝の地方行政単位と地方統治者

桃 木 至 朗\*

### Local Administrative Units and Local Governors in Vietnam under Lý Dynasty

Shiro MOMOKI\*

This essay discusses the local administrative system linking the central government to village society. The first section presents the basic materials and points out issues in earlier studies concerning this subject. The second section examines the naming and distribution of each kind of unit. Generally speaking, there were only two links: the upper units like *phủ*, *châu* etc. and basic units like *hương*, *giáp* etc. Basic units were communes which had not been reorganized by the central government. Upper units were nothing more than honorary titles conferred on important and strong basic units. In such a simple system, complicated Chinese ideas about local administrative organization gave rise to irregular naming and calling of the units, some of which, for example, *lộ*, were invalid. The third section analyzes the functions of governors of *châu* and *phủ*. There was no distant difference between *châu mục* or *thủ lĩnh*,

local chieftains recognized by the central government, and *trị châu*, a governor temporarily appointed, either in ethnicity or in non-bureaucratic functions. However, some strategic positions outside the Red River delta, especially Thanh Hóa, were governed by subordinate officials who had given royal service in the first half of the 12th century.

In short, the local administrative system under the Lý dynasty was similar to that of *muồng* states in Thai society, with a "feudal" relationship between the upper and lower units and, may be, "bureaucratic" administration inside the basic communes. In the last stage of Lý period in Vietnam, however, the germs of the bureaucratic local administration completed in the 15th century can be found, both in the Red River delta, where higher and wider units were formed, and in Thanh Hóa, where "patrimonial bureaucracy" was realized.

展・完成したものであったことが、近年様々な角度から指摘されている。<sup>1)</sup>

#### 序

ヴェトナム王朝国家が、その一貫した中国的外観にもかかわらず、10世紀に誕生した当初には、権力類型から見れば東南アジア的、発展段階論的には「アジア的生産様式」の範疇でとらえられること、従ってその「中国化」「封建化」の過程はその後、特に陳朝(1225-1400)、黎朝前期(1428-1527)に進

1) 例えば西側では、中国的・儒教的な家族制度・系譜観念やそれに基づく中国式帝位継承制度は未確立で [Whitmore 1976; Wolters 1976], 統治者個人の有能さの誇示に基づく統治が行われていたこと [Wolters 1976], また中国的律令制の土台となる治水・水利事業や国家的土地所有なども実現されていなかったこと [桜井 1980(A); 1980(B)] などが主張された。またヴェトナムの史学界では、Lê Kim Ngân [1981] などに代表されるアジア的生産様式論が1980年頃から優勢となり、10~11世紀は共同体的土地所有を基礎とするアジア的生産様式の段階、11世紀後半~14世紀が私的所有が成長し中央集権封建国家(地主国)↗

\* 大阪外国語大学タイ・ベトナム語学科; Thai & Vietnamese Department, Osaka University of Foreign Studies, 8-1-1, Aomadani-Higashi, Minoo, Osaka 562, Japan

その中で筆者も、各王朝権力の政治構造・基盤の分析を通じて上記の変化・発展の過程を検証する作業を行ってきた。特に最近は、最初の長期王朝たる李朝(1009-1225)に注目しており、<sup>2)</sup> 前論[桃木 1987]では中央政権の軍事行動と地方支配との関連を考察した。そこでは各地方の軍事勢力の打倒・解体や、中央政権によるその再編、軍事力の独占などに李朝が成功していたとは考えられず、李朝政権は軍事面では、中国的な官僚制国家には程遠い、「マンダラ権力」[Wolters 1982: 16-21]の特徴を随処に残したものと見られた。

とすれば次は、李朝がどんな政治制度や経済基盤、イデオロギーなどによってその長期安定化を実現し得たのかを検討せねばなるまい。本稿ではその第一歩として、中央政権と末端の村落社会との中間に位置し、両者を媒介していたのは、国家の設定する公的官僚機構だったのかそれとも貴族制その他の私的機能執行システムだったのか、という問題を検討してみたい。と言っても、地方行政に関する制度史的記録はひどく乏しいが、年代記その他には、地方行政単位呼称や地方統治者の称号がたびたび現れる。従って本稿では、それらの呼称や称号の性格・機能が、官僚機構や統治体制の上でどのように設定・認識されていたかが主な検討課題となる。

## I 史料と学説

李代の地方行政制度として唯一あまねく知られているのは、「大越史記全書」本紀(以下「全書」と略す)2 太祖順天元年(1010)

ㄨ 家)が発展した封建化の段階、とする見方が一般化している。

2) 前稿同様、本稿の着想も東洋史研究会大会での口頭発表「ヴェトナム李朝の地方支配と権力基盤」(1985年11月3日、於京大会館)に端を発している。

冬12月条に「改十道為二十四路。愛州・驩州為寨」と見える24路制である。しかし実際にどんな路が置かれたのか、路や府州県など各種単位の機能・相互関係がどう規定されたのかなどを系統的に示す制度史的史料は見当たらない。

そこでこれまで、各年代記に散見する地名や、宋の周去非の『嶺外代答』2 外国門上安南国に現れる地名などが、李代地方行政体系を再構成する主な手掛りとして利用されてきた。しかし関連記事が断片的なものばかりで、位置比定や名称の改廃、文字の異同等の考証が容易でないなど、史料の質量に不満がある上、各研究者の観点・方法にも食い違いが多く、様々な問題点・対立点が残されている。<sup>3)</sup> そこでまず、検討の基礎となる主な史料・学説の整理をしておく必要がある。

史料面ではやはり、「全書」「越史略」「嶺外代答」などに現れる地名が基礎史料となる。<sup>4)</sup> 前二書に現れる地方行政単位呼称を網羅したのが表1、<sup>5)</sup> 「嶺外代答」の記録する

3) 筆者は以前にも、陳代の路制を論じる前提として、李代の路制に関する諸家の説にふれたが[桃木 1983: 51-53]、そこでは後述するような Maspero の制度論的・演繹的研究と桜井の実態論的・帰納的研究との方法論上のずれなどが正しく認識・整理できなかった。本稿であらためて論点整理を試みるゆえんである。

4) 「全書」には李紀までの部分の基礎となった『大越史記』(1272年成立)の編者黎文休によって陳代の地名が、また「全書」(1479年成立)自体の編者呉士連によって黎代の地名表記が持ち込まれている可能性がある。「越史略」(陳末以前に成立)でも、李末動乱の記事中で陳李、陳承を元祖、太祖と呼ぶ例などから見て、地名にも陳代の呼称が用いられている疑いがあることに注意しなければならない。しかし、19世紀の『欽定越史通鑑綱目』正編(以下「綱目」)『大南一統志』などの李陳代に関する混乱をきわめた記述[桃木 1983: 56注⑩]と比べれば、あくまで「全書」「越史略」などを基礎史料とせねばならない。

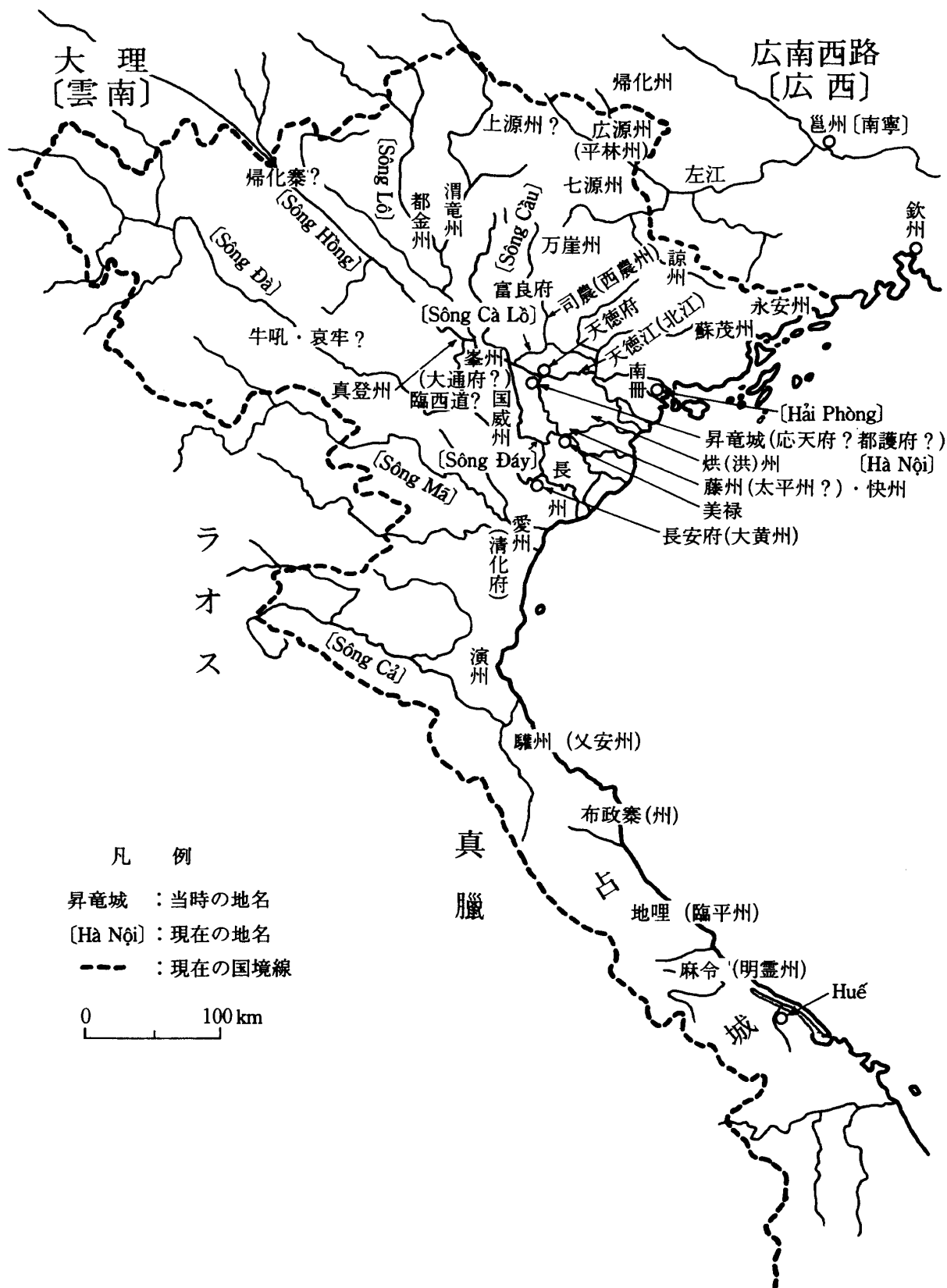


図1 李朝期ヴェトナムの主な地方行政単位

府州寨名が表2である。また、「全書」「越史略」および中国側主要編纂史料に現れる地方統治者名も、各行政単位の性格・機能を考える材料となるので、表3として掲げる。

その他に注目すべき史料は、陳代に成立した高僧伝「禪苑集英」である。<sup>6)</sup> 同書中の寺名に冠せられた地名、僧の出身地名などの多くは李代のものだが、<sup>7)</sup> 従来歴史地理研究にはほとんど利用されていない。<sup>8)</sup> 上記各史料の不足を補う示唆的な地名表記が多いと思われるので、紹介の意味を兼ねて、行政単位呼称を伴わない地名も含め、表4として掲げておく。

各年代記や「嶺外代答」を用いた従来の研究に目を移すと、その代表的なものとして、Maspero [1916: 30-41], Đào Duy Anh [1964: 90-93], 桜井 [1980(B)] などが挙げ

られる。

Maspero は最も体系的な理解を示す。氏によればまず、李初に置かれた各府<sup>9)</sup> はいずれも唐制に倣って重要な州に与えられた名誉称号だったが、後には宋制と同じ最重要地域の行政単位呼称としての府も現れた。州については、唐制の州の諸類型（道と県間の行政単位、羈縻州、県の名誉称号）に対して李代ヴェトナムに存在したのは、羈縻州系の二類型（「州牧」「首領」など異民族首長の統治する州、区画の細分化や強力な首長の不在のためアンナン人「知州」が統治する州——後者は後に鎮とされる<sup>10)</sup>）と県の名誉称号のみだ

5) [桜井 1980(B): 275-276] に既に二書の行政単位呼称一覧表が載るが、脱落、誤りが見られるので、あえてここにより詳しい表を掲載する。

6) 解題は Trần Văn Giáp [1932], Gaspardone [1934: 140-141] など参照。本稿で用いたテキストは旧極東学院本 A2670 (現ハノイ漢文字喃研究院蔵本 VHv 1267) である。

7) 同書の各僧の伝は、「超類郷定禪寺善會禪師典冷人也」などという形で、僧の住持した寺の所在地ないし僧の活動地と、僧の出身地とを記す。多くの李代の僧の伝はもちろん、それ以前の僧の伝でも、「昇竜京開国寺靈峰禪師」「天德府華林郷建陽寺清弁禪師」など、寺院所在地には明らかに李代の地名表記を用いた例が見られる。

8) 筆者が知り得た唯一の例は、現 Hà Bắc 省の行政地理に関する Khổng Đức Thiêm [1985] の研究である。氏は最上級単位として北江路、県級の間単位として天德府、平虜、羸陞、細江、嘉林の各郡、僊遊、安定の各県、武寧州、諒州など、基礎単位として郷・庄・冊・坊・甲・洞などを想定し、中間単位の各種呼称の混在は北属期の様々な呼称の遺物と考えた。単位呼称の比定には誤りが多いが、後述する桜井の個別的命名説などと共通点を持つ、興味深い論である。

9) 順天元年 (1010) に置かれた天德府 (李公蘊の出身地古法。旧 Bắc Ninh 省 Đông Ngạn 県) 長安府 (丁朝・前黎朝の首都華閩。旧 Ninh Bình 省 Gia Viễn 県) と、同5年に南京とされた応天府の3府。このうち応天府の位置については、ハノイ説と黎朝応天府 (旧 Hà Đông 省南部) 説が対立しており、Maspero [1916: 30-31], Đào Duy Anh [1964: 91] などは前者を、Trần Quốc Vượng [1960: 73注(4)], Cao Huy Giu [1972: 337注(18)], 桜井 [1980(B): 278-279] などは後者を主張している。阮薦の「抑齋集」輿地志に「天德衛靈惟北京」とあり、天德府=北京と言えそうだが、だから Maspero 説のようにハノイ=南京と断ずる根拠があるわけではない。また「禪苑集英」に「応天府寧山隆恩寺悟印禪師」の名が見え、この寧山が「大南一統志」河内省 山川に見える応和府 (黎朝応天府の後身) 彰徳県の寧山であるとすれば後者の説に有利な材料だが、後者の応天の名は天成5年 (1032) に「杜洞江信郷」の田を応天田と改称した (『全書』2) ことにはじまるとも考えられ、順天5年以前の応天府と単純に同一視はできない。

なお本稿でも、現代の地名を示す場合は通例に従って、主に仏領期の区画を用いる (『旧 Bắc Ninh 省』などと表記する)。また以下に地名、統治者名の出典を示す場合、表1・3に載せたものは、それらと同じく史料略号と西暦年 (年号を単純に西暦年に直したもの) のみを記す。

10) 表1に見る通り史料にはいくつかの鎮名が現れるが、潮陽鎮を永安州と改めた (AB1023, ↗

表1 「全書」「越史略」に見える地方行政単位呼称

京	昇竜京 (A 1010, 1014, 1024, 1028) 南京 (AB1014)	文州 (AB1027, AB1042, AB1043, A 1149) 諒州 (AB1029, A 1032, B 1059, AB1060, B 1072, AB1079, AB1091, A 1128, A 1141 = B 1139, A 1146, A 1147, A 1148, B 1167, B 1198, B 1208, B 1209, B 1211, B 1212, AB1214) 定源州 (AB1033) 真登州 (A 1033, B 1047, AB 1068, A 1113, A 1132, A 1140, B 1194) 六州 (A 1033)? 姦源州 (AB1033) 上威州 (A 1036) 広源州 (A 1038, AB1039, AB1041, AB1076, AB1078, A 1079, AB1081, A 1124, A 1125, A 1127, A 1128, A 1142, A 1145 = B 1143, A 1156) 万涯州 (A 1039, A 1141) 武勒州 (A 1039) 弄石州 (A 1039) 定辺州 (A 1039) 雷火州 (B 1041)? 平婆州 (B 1041)? 思琅州 (A 1041, A 1145 = B 1143) = 思浪州 (B 1041) 武寧州 (AB1043, B 1059) 登州 (A 1044) 西源州 (B 1060) 羅順州 (AB1061) 忙貫州 (B 1065) 几郎州 (B 1068) 居連州 (A 1069) 地哩州 (A 1069, A 1075, A 1104) = 臨平州 (A 1075) 麻令州 (A 1069, A 1075) = 明靈州 (A 1075) 布政州 (A 1069, A 1075) 蘇茂州 (AB1078) 石犀州 (AB1089) 東梁州 (B 1105) 司農州 (AB1117) 農州 (A 1127) 西農州 (A 1129, A 1140, A 1141) = 西儂州 (B 1139) 太原州 (A 1140) 陸令州 (A 1140, A 1141) = 隆令州 (B 1139) 上原州 (A 1140, A 1141) = 上源州 (B 1139, B 1177) 下農州 (A 1140) 富良州 (B 1142) 通農州 (A 1145) 蒲州 (A 1145) 大黃州 (A 1198, A 1214) 国威州 (AB1207, A 1208, B 1213) 藤州 (AB1208, A 1209) 快州 (A 1209) 洪州 (A 1209, A 1212) 井州 (B 1213) 大通州 (B 1214) 究連州 (A 1216, B 1218)?	
城	華閩城 (AB1010) 大羅城 (AB1010, A 1028, AB1078, B 1165) 昇竜城 (A 1010) 長安城 (A 1028)		
路	鳥路 (A 1030, A 1037) = 烏路 (B 1030, B 1037) 父安路 (A 1154*) 烘路 (B 1209) 快路 (B 1215) 上源路 (B 1220)		
府	京府 (A 1010) 天德府 (AB1010, B 太祖紀末, B 太宗紀末, B 聖宗紀末, B 仁宗紀末, A 1128, B 神宗紀末, B 英宗紀末, B 高宗紀末) 長安府 (AB1010, A 1013, AB1028, AB 太宗紀冒頭, AB1044, A 1141,* A 1154*) 応天府 (AB1014) 都護府 (A 1037, A 1067, AB1072, B 1097, B 1107, A 1126, A 1130, B 1198, B 1211, B 1219) 父安府 (B 1101) 清化府 (AB1111, A 1127, A 1128, A 1129, A 1130, A 1132, A 1135, A 1136, A 1137, A 1152, B 1192, B 1198, AB1199, AB1203, B 1210) 富良府 (A 1125, A 1127, A 1141 = B 1139, A 1142, A 1147, A 1149) 星昱府 (B 1225) 安華府 (B 惠宗紀末)?	州	
州	古法州 (A 1009, A 太祖紀冒頭, A 1010, A 1034, A 1161) = 古州 (B 1034, B 1161)? 驩州 (A 1010, A 1014, AB1025, AB1029, AB1031, A 1034, AB1036, B 1101) = 父安州 (A 1036, A 1037, A 1041, A 1044, B 1069, A 1125, AB1128, A 1131, AB1132, A 1134, B 1136, A 1137, B 1148, A 1152, AB1177, AB1203, B 1208, A 1216, B 1218, B 1225) 愛州 (A 1010, AB1011, A 1028,* AB 1029, AB 1035, AB 1043, B 1050, B 1061) 濱州 (AB1012, AB1026, A 1103, B 1192, A 1198) 渭竜州 (A 1012, AB1013, A 1015, B 1060, AB1082, B 1180) 平林州 (A 1014) 籬州 (B 1014)? 都金州 (A 1015, AB1024, AB1036, A 1037) 常新州 (A 1015, AB 1036, AB 1037) 平原州 (A 1015, AB 1036, A 1037) 儻猶州 (A 1022,* A 1039, AB 1041) 永安州 (AB 1023, A 1033) 峯州 (A 1024, AB 1036, B 1073, B 1217) = 峯輪州 (B 1024) 七源州 (AB1027, A 1149),	東梁州 (B 1105) 司農州 (AB1117) 農州 (A 1127) 西農州 (A 1129, A 1140, A 1141) = 西儂州 (B 1139) 太原州 (A 1140) 陸令州 (A 1140, A 1141) = 隆令州 (B 1139) 上原州 (A 1140, A 1141) = 上源州 (B 1139, B 1177) 下農州 (A 1140) 富良州 (B 1142) 通農州 (A 1145) 蒲州 (A 1145) 大黃州 (A 1198, A 1214) 国威州 (AB1207, A 1208, B 1213) 藤州 (AB1208, A 1209) 快州 (A 1209) 洪州 (A 1209, A 1212) 井州 (B 1213) 大通州 (B 1214) 究連州 (A 1216, B 1218)?	
		石河県 (A 1010) 太平県 (A 1015) 連県 (A 1039) = 下連県 (B 1062) 茲廉県 (A 1063)* 都臘県 (B 1068) 石室県 (A 1116)* 博茹県 (A 1141) 嘉遠県 (A 1141)* 兵合県 (A 1214) 安沿県 (A 1216)	県
		臨西道 (A 1036, A 1037) 安州道 (B 1057) 大通道 (B 1207) 南冊道 (B 1207) 可了道 (B 1207) 扶帯道 (B 1207) 北江道 (B 1212,	道

道	B1213, B1214) 扶桑道 (B1213, B1214) 平楽道 (B1214)	郷	(A1131) 冷涇郷 (A1136) 沛郷 (B1184) 高舍郷 (A1198) 清威郷 (A1207) 古蔑郷 (B1208) 安朗郷 (B1210) 即墨郷 (B1210) 穫郷 (B1211) 芮屯郷 (B1214) 多感郷 (B 1214) 快郷 (B1215) 扶董郷 (A1220, A 1225*)
郡	嘉林郡 (AB1062)		
鎮	潮陽鎮 (AB1023) 永康鎮 (A1044) 望国鎮 (AB1047) 大通鎮 (A1148) 棉仁鎮 (A1148) 雲屯鎮 (A1184)	甲	但乃甲 (AB1029) 竜池甲 (B1050) 甘蔗甲 (A1117) 直邪甲 (A1117)? 漆作甲 (A 1120) 古宏甲 (B1188, AB1192)
寨	愛州寨 (A1010)? 驪州寨 (A1010)? 五花 寨 (A1014) 定藩寨 (A1025) = 番寨 (B 1025) 婆和寨 (A1044) 和寨 (A1128) 日麗 寨 (A1132) 宣明寨 (A1141) 安興寨 (A 1147) 棉化寨 (B1158, B1190, B1220)	場	快場 (A1119) 桃榔場 (A1128) 平隆場 (B 1161)
洞	武建洞 (A1039, B1062) 雷火洞 (AB1041) 平安洞 (A1041)? 婆四洞 (A1041)? 勿惡 洞 (AB1048) 決旱洞 (B1050) 大発洞 (B 1050) 文湘洞 (B1050) 勿陽洞 (AB1050) 沙蕩洞 (B1061) 麻沙洞 (B1064, B1083, AB1119) 金鷄洞 (A1141) 蜆洞 (B1205) 猪洞 (AB1209) 朱麻洞 (B1214) 安丁洞 (B 1219)	社	駅望社 (A1063*) 譚舍社 (A1141*) 麻浪阿 泉社 (B1209)
		村	古碑村 (A1028*) 譚舍村 (A1028*) 杜家村 (B1185) 劉家村 (AB1209) 象奴村 (B1214)
橋(冊)	思蒙冊 (A1184) = 司蒙橋 (B1184) 鄭橋 (B1184) 烏米橋 (B1184) 蕩沛橋 (B1184) 万米橋 (B1184) 炎冊 (A1185) = 靈橋 (B1185) 枯冊 (B1211) 安樂橋 (B1217) 麻論橋 (B1218) 蒙橋 (B1223)	江	杜洞江 (AB1032) 五渠江 (B1050, B1061) 南平江 (B1059) 洮江 (A1096) 梁江 (B 1096) 大黃江 (A1154, A1203, A1204) 芒 貫江 (B1164) 拖幕江 (B1208) 棉化江 (A 1209, A1220) 三帶江 (B1213, B1220) 宣光江 (B1220)
郷	延蘊郷 (A1009) = 古法郷 (B1009, A 1010) 冰山郷 (A1028)* 多康郷 (A1028)* 信郷 (A1032) 土磊郷 (A1068) = 超類郷 (A1068, B1115) 杜家郷 (A1128) 太平郷	邑	林邑 (B1203) 陀某邑 (B1203) 雜字邑 (B 1207) 海邑 (AB1209, B1210, B1211) 灘 邑 (B1211) 芮邑 (B1211) 池邑 (B1212) 神溪邑 (B1213) 个屢邑 (B1213) 義住邑 (B1215) 慈廉邑 (B1216) 兵合邑 (B1216) 平橋邑 (B1219)

( ) 内は出典略号。数字は西暦年。

A = 「全書」, B = 「越史略」

\* = 割註, 編者の按文などに現れる地名。

なお, 上表以外に行政単位呼称を伴わない地名, 自然地名 (山, 海口など), 交通地名 (駅, 歩, 津など), 京城内地名 (坊, 巷など), 外国の地名等も多数現れるがここでは省略した。

表2 「嶺外代答」2 外国門上 安南国に見える府州寨名

府	都護府, 大通府, 清化府, 富良府
州	永安州, 永泰州, 万春州, 豊道州, 太平州, 清化州, 义安州, 遮風州, 茶廬州, 安豊州, 蘇州, 茂州, 諒州
寨	和寧寨, 大盤寨, 新安寨

表3 李代の地方統治者とその称号

太祖	1010 長州刺史梁任文 (D)	仁宗	1124 広源州小首領莫賢 (A)	
	1012 演州刺史李仁美・刺史陶慶文 (D)		1125 守富良府中書李猷 (A)	
	1013 開国王善→居長安府 (A) 〈AB1028〉 1013 渭竜州首領何昺俊 (A)		1127 御庫書家范信→判清化府事 (A) 〈~A1129〉	
太祖	1014 平林州牧黄恩榮 (A)	神宗	1127 農州首領楊慧 (A)	
	1014 知唐州刺史唐碩 (CDE)		1127 ○富良府首領楊嗣明 (A) 〈A1142〉 (B1142では富良州首領)	
	1022 長州刺史李寬泰・都護副使阮守疆 (CD)			
太祖	1025 管甲李台借→婆和寨主 (A)	神宗	1128 殿前指揮使李山→知諒州軍事 (A)	
	1027 驩州刺史李公頭 (CEF)		1129 西農州大首領何文広 (A)	
			1129 内常侍杜元善→參知政事守清化府 (A)	
太宗	1029 ○諒州牧申紹泰 (AB) 〈AB1060〉	英宗	1130 御庫書家梁改→守清化府 (A)	
	1031 知峯州刺史黎偃佳・知愛州刺史師日新 (CF)		1131 (諫議大夫) 牟愈都→知乂安州 (A)	
	1033 永安州牧師用和 (A)		1132 太尉楊英珥→領清化府 (A)	
	1035 庸州刺史何遠 (E)		1132 真登州牧黎法國 (A)	
	1036 ○峯州牧黎宗順 (AB)		1135 御庫書家楊掌→守清化府 (A) 〈1137A〉	
	1036 ○上威州牧何善覽 (A)			
	1039 儺猶州 (Bでは広源州) 首領儺存福 (AB), 万涯州首領儺存祿・武勒州首領当道 (B)		英宗	1140 真登州牧黎法國 (A)
	1040 知峯州刺史師用和 (C)			1141 宣明寨主都陳蟾・万涯州首領楊目・金溪洞首領周愛 (A)
1041 威明侯日光→知乂安州 (A)	1142 富良府首領楊嗣明→如広源州招集州人 (A)			
1041 儺智高→復授広源州, 以雷火平安婆四洞 (Bでは平婆州) 及思琅州附益之 (AB)	1143 楊嗣明→勾管陸路諸沿辺溪洞公事 (A)			
	1144 牟俞都→太師遙領陸路沿辺溪洞事			
	1145 蒲州首領王人			
	1146 諒州安忠侯 (A)			
	1147 (太尉) 杜英武→如富良府, 考校官僚及定戸籍数目 (A)			
聖宗	1067 知広源州劉紀 (D) 聖宗代 李常傑→拜太保授節鉞, 經訪清化乂安吏民 (A1105条)	英宗	1149 守富良府中書火阮權・七源州朝奉郎農彦剛 (A)	
仁宗	1072 ○諒州牧楊景通 (B)		1154 大黃江山寮首領農可來 (A)	
	1073 太師李道成→知乂安州 (A)		1156 太平州刺史李国以 (DG)	
	1082 ○渭竜州牧何彝慶 (AB)		1167 ○諒州牧懷忠侯 (B)	
	1082 知上源州楊寿安 (F1084条)			
	1086 知広源州楊景通 (F)		高宗	1177 上源州首領楊倚 (B)
	1113 ○真登州牧黎氏 (A)			1180 ○渭竜州首領何公輔 (B)
	1117 司農州首領何永祿 (A)			1194 真登州首領何黎 (B)
	1119 麻沙洞長魏滂 (A)	1203 知乂安州殿前指揮使杜清・州牧范延 (AB)		
1120 漆作甲主都鄧安 (A)?				
1124 広源首領楊嗣興 (A)				

高宗	1208 (上品奉御) 范猷→知父安州軍事 (AB)		1215 快路將軍阮堂・阮岬 (B)
惠宗	1210 順流明字陳嗣慶 (B) 〈B1212〉	惠宗	1215 北江侯阮嫩→北江王 (B) 〈B1216〉
	1214 甘蔗將軍潘具・甘蔗將軍杜備 (B)		1216 父安州伯李不染 (A)
	1214 北江道將軍阮嫩→北江侯 (B) 〈B1215〉		1218 麻論柵山寮明字白浪 (B)
	1214 扶樂道將軍潘世 (B)		1218 関内侯頼靈→知父安州事 (B)

○印は公主降嫁の相手。→印はその時に任命された職名。

〈 〉内はその人物が同じ称号で別の年に現れることを示す。

数字は西暦年。

ローマ字は出典略号。

A = 「全書」

B = 「越史略」

C = 「宋史」488 交趾伝

D = 「宋会要輯稿」蛮夷4 交趾

E = 同上書, 蛮夷7 歴代朝貢

F = 「統資治通鑑長編」

G = 「建炎以来繫年要録」

なお、Bの李末動乱記事に現れる地方支配者のうち、「烘人某」「快将某」など称号のはっきりしないものはすべて省略した。

表4 「禅苑集英」中の各種地名

寺名・僧の出身地名に冠せられた地名	△僊遊扶董郷, ×超類郷, △昇竜京, ×常楽吉利郷, 天徳府, △僊遊, 福堂郡? 安朗, 慈廉, 究連, 応天府, 義浪君章? 海清, 傑特, 典冷, 武寧井岡, 常楽吉利禧郷, 平虜市, 父安府, 〈長安府〉, 京師, 如月真護郷, 張耕中瑞, 超類, △天徳府馭勝郷, 安羅屋郷, 金牌侍中郷, 天徳府朱明郷, △竜編古州郷, ×嵐陞, 峯驩長愛? ×天徳府華林郷, ×天徳府扶寧郷, ×清陰郡蝾螈郷, 古蔑陶家郷, 太平府, ×古法州, 天徳府安貞郷, 新寨大虬郷, 上儀西結郷, 長安, 平楽義住郷, 永康慈廉郷, 満斗郡塔鉢, 清化府, 扶蘭, 竜福超類郷, 細江古杏郷, 竜編(郡)古交郷, 南定(郡)古賢郷, 竜福大通場, 安朗郷, 張耕馭王郷, 竜彰保財郷, 永興安朗郷, 安羅清威郷	僧の出身地名	京師, 丹鳳, 安格郷壠屋, 金牌郷思理, 如月真護, 中瑞郷, 海清巖, 永康扶演, 扶琴郷, 天徳府朱明, 東作坊, 僊遊, 武平葛陵, 永康烏鳶, 仙遊長原, 瀘海颯江卯郷? 扶琴, 扶寧郷, 屋郷, 昇竜京昼市坊, ×朱鳶, ×古交, ×古法(郷), ×安真, ×古法, 峯州錦田, 嵐陞, 細江九翁, 東扶列, 古州, 大黃譚舍郷, 西結, 竜編古交, 満斗郡, 貝哩, 峯州, 僊遊(郡)扶董, 朱鳶九臯, 如月, 竜編(郡)古交郷, 古賢, 父安錦郷, ×海陽省南柵, ×順安嘉平万載郷
	僧の出身地名		×平虜郡, (父安州), 海清, 翁莫坊, 〈諒州那岸県〉, 竜泉南陽?, ×古法郷, ×〈延蘊郷〉, 長安, △愛州, 沙蕩鎮, 驩州, 子峒? 〈扶寧〉, 〈扶琴〉, 〈安楽〉? 〈古法〉, 安朗郷, 清化府, (古州郷), (峯州), 諒州, 真登州, 扶琴郷, 昇竜京太白坊

×は李代以外の話のみに、△は李代以外と李代の両方に現れる地名(三つの欄毎にその区分をしてある)。〈 〉内は割註に載る地名。寺名に冠せられた山号, 山川の名, 外国の地名などは省略。



った。「嶺外代答」(1178年成立)の時期であれば、紅河デルタの都護府の下には原則として県のみが、デルタ外4府の下には羈縻州系の州のみが置かれていた。<sup>11)</sup> デルタの州名は、県の名誉称号かさもなくば史料作者が誤

↘ 『綱目』2 太祖順天13年条註によれば広安省先安・万寧両州(旧 Hải Ninh 省)の地)のような例はあっても、州を鎮と改称した例はなく、表3の通り州首領の名は李末まで現れるから、氏の説の根拠がわからない。

- 11) 氏は「嶺外代答」の4府13州3寨の位置比定を行い[Maspero 1916: 31-32]、この4府に北江府を加えた5府が当時の最高行政単位だったと見た。各府の領域は都護府(ハノイ)が唐代交州=紅河デルタを、北江府が Lạng Sơn から東海岸までの黄氏の土侯国群を、富良府(旧 Thái Nguyên 省 Phú Lương 県)が Rivière Claire 流域の白タイ族、大通府(Sơn Tây 方面)が Rivière Noire と Ba Vi 山地の黒タイ・ムオン族、清化府(Thanh Hóa)はアンナン北部の諸州とその西方ラオス寄りのタイ諸州を、それぞれ覆っていたとされる[ibid.: 40]。

しかし、後述の通り当時の府がそうした明確な領域支配を行なったとは考えにくいばかりか、5府の位置や大まかな範囲に関する氏の比定にも疑問が多い。まず北江府なる府がどんな史料的根拠を持ち、天徳府とどう関係したのかが全く不明である(注26)参照。次の富良府では首領楊嗣明が「如広源州招集州人」(表3. A1142)「勾管陸路諸沿辺溪洞公事」(A1143)などの任務を帯びたり、「守富良府中書火阮権」(A1149)が「如文州南頭那露田、会七源州朝奉郎農顔剛議事」した記録がある。従って富良府の経営範囲には広源州(Cao Bằng 省東南部)、七源州(Lạng Sơn 省西北部)など対広西ルート沿いの諸州(注63)参照)も含まれたに違いない。

さらに、ヴェトナム側史料にその名の現れない大通府について氏は、これを李末に現れる大通歩(『越史略』3 惠宗建嘉元年(1211)、3年、4年)には比定せず、それとは別に大通鎮(A1148)・大通州(B1214)とも呼ばれた山地民支配の拠点があって、それが「嶺外代答」では府と呼ばれたものと考えた。他の4府の位置から見て、大通府はデルタ西北方のタイ・ムオンなどの支配を担当したに違

って他の時代の呼称を記したものである。<sup>12)</sup>

また路については、唐の軍事・監察単位たる道制が丁朝(968?-980)、前黎朝(980-1009)の十道制に受け継がれたが、それに代わった李代の路は、唐制で道の下に置かれた小軍管区としての府(都督府)に相当するもので、数路ずつその地方の首邑(府路)に属した、実際の路の区分の仕方は全く不明、などとする。末期に再び現れる道についても、

ないと氏は考えたわけである[Maspero 1916: 34-35]。大通鎮の記事は「詔禁大通・帰仁二鎮蛮里山寮首領官郎無故不得赴京」というもので、確かに山地に比定できそうである。もっともその位置を Sơn Tây 方面に比定する明確な根拠はない。

大通州の方の記事は「嗣慶次大通歩、築壘於義住」に続いて「嗣慶將潘隣欲拳兵應嫩。謀泄、嗣慶斬於大通州」とあり、大通州=大通歩と見る方が自然である。なお大通歩を氏はハノイに近い紅河右岸の地とするが、上の「越史略」の記事から隣接の地と見られる義住は旧 Bắc Ninh 省内に求められる(注24)参照)。また大通道(B1207)、竜福大通場(表4)などの地名もあり、後者は同じ表4の竜福超類郷(旧 Bắc Ninh 省 Siêu Loại 県であろう)の近辺と考えられる。前者も、Trần Quốc Vượng [1960: 173 注1]は Maspero の大通府と同じ方面に比定しているが、烘路(旧 Hải Dương 省西部—注16)を包圍攻撃した際の一軍の経由地であるから(注24)参照)、やはり Bắc Ninh 省南部とも考えられる。従って大通歩、大通州、大通道、大通場はいずれも、Bắc Ninh 省南部に比定し得ると筆者は考える。

- 12) 氏は快、洪、国威、古(古法)、武寧、藤の6州を挙げ、以下のように述べる[Maspero 1916: 38-39]。藤州は前黎朝太平府、「嶺外代答」の太平州(旧 Hưng Yên 省)の別名——太平州を氏は名誉称号と見る——、快・洪・国威3州は李末に初めて現れる州名で「嶺外代答」の時期にはまだ存在しなかった、しかも快・洪(烘)の場合は「越史略」では単位呼称抜きで記される(当時は路名?)から、州の呼称は「全書」作者が黎朝の呼称に従ったものであろう。古州は李代天徳府を陳代に降格した呼称、武寧州は隋代か恐らくは十二使君期の呼称である。

その意味・位置とも不明とされる。

これに対して Anh は、一般行政単位と軍事・監察等の特殊単位との違いなどには注意を払わない。氏は最高行政単位としての路制を信じる立場から、Maspero の5府=最高行政単位説を否定し、狭いヴェトナムでは路の多くは一府ないし一州を管するのみで、従って史料に現れる府州などの名は同時に路名でもあり得たと考えた。氏は順天元年の24路という数は史料作者が李末の路数を溯らせて書いたものと見、李朝成立後に版図に加わった地域も含めて24の府州道名を路名として数え上げた。<sup>13)</sup> またこれらの府(知府・判府が統治)州(知州が統治)より下級の、平野部の県に相当する単位として、首領の統治する山地の羈縻州があった、その他平野部には郷・甲(県に近い)、山地には寨・洞(羈縻州に近い)などの単位もあったとする。

一方桜井は、上の二者の如き体系的理解自体を批判する。順天元年の24路制施行の記事に史料的疑問があること、<sup>14)</sup> 史料に実際の路

名がほとんど現れないこと<sup>15)</sup> などから、李代の路制は史料作者の虚構か、さもなくば全く実効を持たない制度だったと氏は主張する。氏によれば第一級行政単位として路・道・府・州、第二級単位として郡・県・鎮、第三級単位としては甲・郷・村・邑・社などが行政単位呼称としての意味を持たないまでに個別的に命名されていた。主に北属期羈縻州の流れをくむデルタ外半独立土侯国群の各州(州牧・首領などの土着首長を持ち、軍事拠点確保のための知州の臨時任命もあった)の他に、紅河デルタ内にも、李末動乱の主体となった各州・道のような半独立勢力群が一貫して存在した。<sup>16)</sup> デルタ外の軍事拠点・前線基地としての各府を除く、デルタ内の府、行宮などの分布、上記各半独立勢力の分布などから見て、李朝の直轄地はほぼ、首都昇竜城(ハノイ)と紅河対岸の李氏の故地天徳府(旧 Bắc Ninh 省 Đông Ngạn 県)、ハノイ西南方の西沱濫原(旧 Hà Đông, Hà Nam 両省)一帯のみに限られていた。

13) 天長路, 国威路, 海東路, 建昌路, 快路, 黄江路, 竜興路, 北江路, 長安路, 洪路, 清化路, 濱州路, 都護府, 応天府, 富良府, 天徳府(古法州), 峰州, 真登州, 諒州, 布政州, 地哩(臨平)州, 麻令(明靈)州, 臨西道。このうち濱州路までの12路は, Maspero の引く陳代路名リスト(『綱目』6 天応政平11年(1242)条が出典か)を, 李代のものとして誤認して引用したものと思われるので [桃木 1983: 55注⑥], この24路リストは全く利用できない。

14) 第一に順天元年の24路制の記事が『越史略』には見えないこと, 第二に『全書』には卷1 黎大行応天9年(1002)春3月条に既に「改十道為路府州」とあること(概説書は概ねこれを無視し, 順天元年記事のみを引く), 第三に同書4 恵宗建嘉12年春2月条に再び「定天下為二十四路」とあることなどがその疑問である。もっとも Maspero [1916: 40-41] は十道制が1002年に黎大行によって廃止されたと述べ, Đào Duy Anh [1964: 87] も前黎朝

が十道を路府州に変えたと述べる一方で, 上記の通り24路は李初から揃っていたのではないとしているから, この両者は順天元年記事のみを盲信しているわけではない。

15) 氏は表1に現れる路名のうち, 鳥路(A1030)を路制と無関係な単地名とし [桜井 1980(B):274注4], 李末割拠勢力の一つ快州を『越史略』が快路と表記するのは陳代の呼称に従ったものと見るが [ibid.: 286], その他の路名については何も語らない。

16) 氏は峯州(旧 Sơn Tây 省方面), 国威州(旧 Hà Đông 省西部), 大黃州(旧 Ninh Bình 省), 藤州・快州(旧 Hưng Yên 省), 洪州(旧 Hải Dương 省西部), 南冊(道)(同省東部), 美祿(旧 Nam Định 省, Thái Bình 省), 北江(道)(旧 Bắc Ninh 省)の8勢力を挙げ, それらの多くが10世紀の割拠勢力の位置と重複するので, 李代にも中央政權の直轄支配を受けていたとは考えられないが, 割拠勢力の規模は10世紀の県レベルから省レベルへと発展している, と考える。

以上のように先学の学説は様々である。<sup>17)</sup> 筆者にも問題点のすべてを説明することはもちろん不可能であり、以下の論述は筆者なりの論点の提示、問題提起にすぎない。

## II 地方行政単位の呼称と機能

### 1 路制に関する仮説

表1・2・4などの史料によって、李代の各種地方行政単位の機能、相互関係などを研究しようとする、まずぶつかる問題は、路名がほとんど見出されないことである。表1のみに若干の路名が現れるが、「父安一路」(A 1154)は『大越史記』の編者黎文休の按文の中の語だから陳代の呼称に違いない[桃木 1983: 55-56注⑨]。また『越史略』の李末動乱記事に現れる烘路(1209, 旧 Hải Dương 省東部)、快路(1215, 旧 Hưng Yên 省)、上源路(1220, 紅河上流方面か<sup>18)</sup>)などの路名はいずれも、陳制に従った表記とも考えられる(注4)・15)参照)。残る鳥路(A 1030,

17) 上記三説以外に主な概説書の記述を見ても、平野部は路、南方二州は寨、山地は州 [Minh Tranh 1954: 83], 平野部は路一府、南方や山地は州・寨 [Đào Duy Anh 1955: 104], 24路は都護府内や近接の府州を呼んだもの、辺境では寨・州、中央部では都護府一府・州一郷・甲一社 [Đào Duy Anh 1958: 321], 辺境には州・寨や道、中央部の路の一部は府でもある、府州の下は郷・甲・村 [Trần Quốc Vượng-Hà Văn Tấn 1960: 263], 路・府(山地では州)一県(州)一郷(社)の三級制 [Đinh Gia Trinh 1968: 112], 路・府一県一郷・甲, 山地・辺境では州・寨 [UBKH XHV 1971: 152] など、全くバラバラである。

18) 李代上原(源)州は、知上源州楊寿安が広源州北方の宋領歸化州に寇したこと(『統資治通鑑長編』349 元豊7年(1084)10月戊子)、申利の反乱の一拠点となったこと(注30)参照)などから旧 Bắc Cạn 省方面に求められそうであるが、上源路は紅河と Sông Lô の合流点より上流側の地域と考えられる[桃木 1983: 56注⑨] ので、両者は別地点であろう。

1037) ないし鳥路(B 1030, 1037) (旧 Hưng Yên 省 Đông An 県か<sup>19)</sup>)も、「帝幸鳥路田省斂, 因改其田曰永興」(A 1030)という記事からは、村落級地名だったように思われる[桜井 1980(B): 274注4]。<sup>20)</sup>

しかし、それによって単純に路制の存在自体を否定できるわけではない。史料には「諸路」「路官」などの語も見出されるからである。

是歳天下飢, 詔枢密院阮珠令諸路逃人各認地方橋道築土為堠, 置木牌於其上, 以便四方所向(『全書』2 太宗明道元年(1042)) 詔諸路各置亭侯, 以便四方之觀認(『越史略』2 同年11月)

盜賊蜂起, 詔選丁男壯者充軍伍, 令路官統管収捕之(『全書』4 高宗治平竜応3年(1207)春正月)

などがそれで、諸路逃人の件を枢密院(宋代では軍政機関)が扱うこと、路官が軍伍を統管することなどは、路が軍事に関係の深い単位であったことを推測させる。

定天下為二十四路, 路分公主居之。用宏奴属隸及本路軍人相分為甲(『全書』4 惠宗建嘉12年(1222))

の本路軍人も同様である。「往烘路訓練軍士」(B1209)「快路將軍」(B1215)なども、陳代の呼称でなかったとすれば同じ方向を指し示す。

これらの記事は、路を実名が史料に現れにくい小規模な軍管区だったとする Maspero

19) 『綱目』2 太宗天成2年条註は「改其田曰永興」に着目して、永興総の地名のある興安省東安県の地と推定している。もっとも19世紀初めの「各鎮総社名備覧」によれば同県のほか、山南上鎮常信府青池県、山南下鎮天長府南真県にも永興社の名が見出される。

20) 『安南志原』1 坊郭郷鎮に載せる村落名称のうち歸化州の項には「路二」とあり、村落名としての路があり得たことが窺われる。もっとも、鳥路ないし鳥路も後に見る在地基礎単位の重要なものとして、上級単位呼称たる路の称号を得ていたと考えれば、二種類の路を区別する必要はない。

説に有利な証拠のようであるが、それではかえって不自然な点も残る。氏が李代の路を宋の最上級単位とは異なる下級単位と見る主な根拠は、24という路数が丁朝の十道や李朝後期の5府よりはるかに多いことだと思われるが、24という数を示す順天元年、建嘉12年の記事は、素直に読めば最上級単位の区分を示すものではなかろうか。逆に順天元年記事の真实性を疑えば(注14参照)、それが示す24という総数にこだわって路を下級の小単位だと見る根拠がなくなってしまう。

とすれば、建嘉12年の24路区分はその時点で最上級単位としての路制が実効を失っていたのを再設置したもの、という見方も可能になる。が、実効を持たないとはどういうことだろうか。桜井説のように各単位が最初から個別的に命名されていたのだろうか。

ここで筆者は、中央政権の機能が軍事・宗教などの側面に限定されている素朴な国家に、中国式の壮大な官僚機構を導入しようとしたために、官爵の空設のみ多く、任命されるべき人も任命すべきポストも少ない [Nguyễn Thừa Hỷ 1981: 322] という状態を想定したい。後述するように、そうした状況下で統一的な最上級行政単位を上から設定しようとすると、府州などの既存単位と同一地域に重複して路が設定され、路官独自の機能は軍事などに局限されてしまうことが考えられる(となると府州官と別に路官が常設されるかどうかとも怪しくなる<sup>21)</sup>)。そこでは、路官が

“府州などに設けられる(軍事などを司る)特殊な官職”と認識されたり、<sup>22)</sup> 地域名を呼ぶ際には路よりもなじみの深い府州などの名の方が普通に用いられる、<sup>23)</sup> といった事態も生じ得るであろう。地方行政の体系化が進んだ陳代でもこれらの事態が生じた疑いがある(注21)~(23)) ことから見て、李代の路に関する Maspero の軍事単位説、Anh の最高行政単位説、桜井の個別的命名説は結局、それぞれことの一面ずつを表したものだと言えるのではないか。

また『越史略』の李末動乱記事に現れる大通道(1207)以下の道名<sup>24)</sup>も、「某道将」

21) Maspero [1916: 45-46] は陳代に関して、「トンキンでは一般に路は府・州と同じ区域を覆ったので、知府・知州と安撫使・通判など各々の割当てはほとんどわからない……これらの機能が実際に同時に存在したのか、あるいは知府・知州や安撫使などの称号が地方長官に与えんとする名誉の度合いに従って選択的に与えられはしなかったかを知ることはできない」と述べている。李代にも同じ状況が存在した疑いは濃い。

22) 陳代には『全書』7 裕宗紹豊9年(1349)条に「設雲屯鎮鎮官・路官・察海使」と、鎮に路官を置く例が見られる。

23) 陳代に路制が存在したことは間違いないが、路は府と同格ないし重複する単位と考えられたらしく(注21), [桃木 1983: 75]), 明の占領時(1407年)の記録ではすべてを府と記す [ibid.: 67]。

24) 11世紀の臨西道(A 1036, 『綱目』3 太宗通瑞3年条によれば嘉興府=旧 Hoà Bình, Sơn La 省方面), 安州道(B 1057, 位置不明)がどんな単位呼称だったかは不明である。李末には「段尚・段主反, 王命大發兵攻之。譚以蒙出大通道, 保貞侯出南冊道, 上品奉御范秉彝出可了道, 祗候奉御陳馨出扶帶道」(B 1207), 「自上塊至那岸沿北江道及陸路郷邑屬於嗣慶」(B 1212), 「徵扶樂道将潘世, 北江道吳乃等約以是月甲寅共發兵襲嗣慶」(B 1213), 「潘鄰・阮嫩将国威兵由平樂道改陸路……(我太祖)遇譚以蒙及安仁王領北江道諸軍來」(B 1214), 「以北江道將軍阮嫩為侯」「太后密詔扶樂道將軍潘世誘烏金侯阮八殺之」(B 1214)などの道名が現れ、道がルートを指すとともに、ルート沿いの地域の単位呼称としても用いられたことが窺われる。大通道は旧 Bắc Ninh 省南部(注11), 南冊道は旧 Hải Dương 省東部, 北江道は旧 Bắc Ninh 省(注16), 可了道は不明。扶樂道は位置不明だが、北江道と並んで現れるから、旧 Bắc Ninh 省の西隣旧 Vĩnh Yên 省の扶隆(Vĩnh Tường 県) [Đào Duy Anh 1964: 99]・安樂(Yên Lạc 県) [桜井 1980(B): 279]などの地を指した呼称かも ↗

「諸道兵」<sup>25)</sup>の活動が頻出することなどから、少なくとも紅河デルタ一帯に統一的に設定された軍事単位呼称らしく思われるが、臆測を逞しくすればこれも、路と同種の単位がさらに屋上屋を重ねる形で設置されたものとも見られる。

## 2 上級単位と基礎単位

次に他の単位呼称に目を移すと、まず後期の諸府が全国を五分するような最上級単位呼称であったとか、府路は数路ずつを統轄していたという Maspero の仮説を証明する史料はない。<sup>26)</sup> 各方面の最重要拠点の(州が昇格させられた)単位という当初の府の性格は変わっていなかったのではないか。

州・県などの単位の設置範囲、性格についても問題が多い。まず紅河デルタ外から見ると、(在地勢力を基盤とする)州が普遍的に存在していたことは、諸先学の説や筆者の前論 [桃木 1987: 409-413] の一致するところ

しれない。平楽道は表4に平楽義住郷(本寂禪師)とある義住が李末に北江の阮嫩に与している(本文256頁参照)から、唐の平楽県(旧 Bắc Ninh 省のどこか [Maspero 1910: 570])の系譜を引く旧 Bắc Ninh 省内の地名であろう。

25) 「築壘」(『越史略』3 高宗天資宝祐3年(1204)10月)、「移檄募諸道兵」(同治平竜応6年(1210))、「詔諸道兵討嗣慶」(同惠宗建嘉元年(1211)秋7月)、「会諸道兵盟於東扶列杜太尉祠」(同4年正月)、「招撫諸道新集兵」(同年同月)などの記事が見出される。

26) Maspero [1916: 40注(3)]は、『越史略』3 高宗治平竜応5年(1209)7月条の「(范猷)乃登舟由江路而去,次古州步,陸行至麻浪阿泉社。為北江人阮穰・阮乃所執」という記事を、「江路という路が北江府の中にある」例証としているが、江路が陸行に対応する表現で固有名詞とは言えないこと、北江が府だと断定できないことは明白である [桃木 1983: 35注④]。また、「詔上制李蒙領清化府又安州五千余人如占城」(A1152)という記事もあるが、「清化府の又安州」と読むより「清化府と又安州」と読む方が自然であろう。

ろである。ただし順天元年の「驩州・愛州為寨」など辺境経営拠点の単位とおぼしき寨との関係はよくわからない。<sup>27)</sup> またデルタ外には県が全く存在しなかったわけではないらしく、<sup>28)</sup> 表1の連県(A1039)ないし下連県(B1062)が Lạng Sơn, Cao Bằng 方面に、<sup>29)</sup> 博茹県(A1141)が Thái Nguyên, Bắc Cạn 方面に<sup>30)</sup> それぞれ比定される。

27) Maspero [1916: 36]も、表2の3寨のうち大盤をハロン湾付近、新安を Quảng Yên に比定するのみで、寨の性格については何も語らない。「詔立定藩寨于驩州南界」(A1025)など、一般に寨は州より下位の辺境経営拠点と見られ、15世紀以降には村落名として各地に分布している [桜井 1975: 38-47; 1987: 150-158]。

28) 表1の「驩州南界石河県」(A1010, 旧 Hà Tĩnh 省 Thạch Hà 県であろう)は、『全書』1 黎大行応天12年(1005)条では石河州とされており、李初に県に降格されたものとも考えられる。また Tuyên Quang に残る「保寧崇福寺碑」(12世紀初の建立か [VVH 1977: 324-334])は涇竜州が代々「四十九峒壹十五県」を管したように記し、Thanh Hoá の「安獲山報恩寺碑記」(1100年頃 [ibid.: 305-315])には「清化寨九真県公事」「古戦県」(『安南志略』1 郡邑には古戦甲の名あり)、同じく「崇巖延聖寺碑銘」(1118年 [ibid.: 368-383])には「權統清化五県三源諸軍州事」などの県名も見られる。ただし保寧崇福寺碑の県数はいかにも誇大だし、古戦県の例の如く、碑文作者が在地基礎単位に対する雅名として県名を用いている疑いもある。

29) 「広源州属武建洞献生金……連県弄石州・定辺州奏本处有銀穴」(A1039)、「使人採金於武健洞,採銀於下連県」(B1062)とあり、連県と下連県は同一地名と見られる。『綱目』2 乾符有道元年(1039)6月条が「天下郡国利病全書,弄石州属諒州」「阮薦地輿志,定辺属高平」とするように、これらの地名は連県も含めて Lạng Sơn, Cao Bằng 方面に求められよう。

30) 「(申利)還拠上原州,築隘于博茹県」(A1141)とある。この申利の反乱は旧 Thái Nguyên, Bắc Cạn 省方面を主舞台としたものだから [Trần Quốc Vương 1960: 137-138; Cao Huy Giu 1972: 347注(1)], 博茹県もその方面の地名であろう。

デルタ内でも、県のみが普遍的に設置されていたかどうか疑わしい。表1で明確にデルタ内に比定し得るのは、太平県 (A1015, 旧 Phúc Yên 省か Sơn Tây 省<sup>31)</sup>), 兵合県 (A1214, 旧 Hà Đông 省方面<sup>32)</sup>), 安沿県 (A1216, 同上<sup>33)</sup>) の3例のみだから、「全書」の割註のみに見える県名と同様、黎文休か呉士連が後代の呼称を記したものと疑えば疑える。表4を見ても、県名は諒州那岸県 (旧 Bắc Giang 省 Lục Ngạn 県か<sup>34)</sup>) の一例しか見出されない。

県が普遍的な存在でなかったとすれば、デルタ内の州名を県の名誉称号や史料の誤りとだけ考える根拠は薄らぐ。烘・快など桜井の説く李末デルタ内半独立勢力が州号を帯びていた可能性も否定できない。また表4の「禅苑集英」では、郷名の上に冠せられた様々な上級単位呼称が見られるが、昇竜京や天徳府のほかには、福堂郡 (円照禅師), 満斗郡 (戒空禅師), 僊遊郡 (真空禅師, Bắc Ninh 省 Tiên Du 県であろう), 竜編郡 (浄禅老師, 旧 Bắc Ninh 省の Sông Đuống 以南か, 注53)

- 31) これを唐代太平県の後身とすれば (旧 Phúc Yên 省方面の) Sông Cà Lồ と紅河の間 [Maspero 1910: 579-580] または旧 Sơn Tây 省 Quốc Oai 県方面 [Đào Duy Anh 1964: 75] に比定される。
- 32) 「顯信王八叛, 陷兵合。邑将杜細奔丹鳳」(B1216) とあるので、兵合は丹鳳 (旧 Hà Đông 省 Đan Phượng 県であろう) に隣接する地と見られる。
- 33) 「越史略」3 惠宗建嘉4年 (1214) 正月条に「我太祖欲進攻瀘江右岸, 至安沿步」, 同5年春正月条に「又使頼靈守安沿・扶列」などあるので、安沿は紅河右岸で東扶列 (旧 Hà Đông 省 Thanh Trì 県 [桜井 1980(A): 606-608]) に近接する位置にあったに違いない。
- 34) これは神儀禅師の項で、建嘉6年 (1216) に遺囑を託された弟子隠空の居住地を記した割註の地名であるから、陳初の呼称を記したものと疑える。位置比定は「綱目」4 仁宗天符慶寿元年 (1127) 条註。

参照<sup>35)</sup>), 南定郡 (円通国師, 同上地域<sup>36)</sup>) など郡名が目立つ。表1にも嘉林郡 (AB1062, 旧 Bắc Ninh 省 Gia Lâm 県であろう) の名が見えるので、これらの郡名を県の雅称や史料の誤りと決めつけることはできない。

以上のように州県その他の呼称についても不統一 (個別的命名?) が普遍的に見られるが、その不統一の“構造”や原因はどう考えたらよいだろうか。

第一に注目したいのは、「禅苑集英」で一般的な、上級単位名+郷名という二層式地名表記である。<sup>37)</sup> これと同様の表記法は、「全書」や「越史略」では紅河デルタの「杜洞江信郷」(A1032, 旧 Hà Đông 省南部<sup>38)</sup>) のほか、南方各地にしばしば現れる。「愛州但乃甲」(AB1029, 旧 Thanh Hóa 省 Yên Định 県<sup>39)</sup>), 「愛州五県江」(B1061, Sông Mã 流域か<sup>40)</sup>), 「父安州杜家郷」(A1128, 旧 Nghệ

35) ただし唐代竜編県の位置を Maspero [1910: 569-575] は、より北方, Sông Cầu に近い Bắc Ninh 市方面に求めた。

36) [Đào Duy Anh 1964: 74-75]。

37) 「越甸幽靈集」(景興32年 (1771) 奉録, 旧極東学院 (現ハノイ漢文字喃研究院蔵本) A751) の目録には「嘉応善感靈武大王 在竜編城」のように各神祠の所在地が載る。その中にも、「校尉威猛大王 永康鎮慈廉 (黄舎)」「却敵威敵二王 (却敵在如月江武平郡, 威敵在南平江諒江郡)」「証安佑国王 張吏郡古所郷歩頭」「果毅剛正王 武寧州灘頭處」「善護国公 海清郡貝郷 (江口)」「利濟靈通王 葉郡布拝郷」など、李代かそれ以前のものらしき二層式地名表記が見られる。

38) [桜井 1980(A): 613-614]。表1の通り、江は川筋に沿った地域の名として各地で用いられている。杜洞江信郷や「愛州五県江竜池甲」(B1050) など上級単位呼称の役割を担う場合もあるが、「安南志略」1 郡邑 清化府路では「其属邑今日江, 日場, 日甲, 日社」と甲や社と同列に置くなど、江の地位は川の大きさに従って様々だったらしい。

39) [Trần Quốc Vương 1960: 78注4]。

40) [Hoàng Xuân Hãn 1949: 45; Trần Quốc Vương ↗

An 省 Hương Sơn 県<sup>41)</sup>、「清化古宏甲」(B 1188, AB1192, 旧 Thanh Hóa 省 Hoàng Hóa 県<sup>42)</sup>)「演州高舎郷」(A 1198, 位置不明)などである。紅河デルタおよび南方の行政単位は、少なくとも慣用呼称としては、府・州・郡など——郷・甲など、という二層構造が一般的であり、桜井の説く三層構造はまだ成立していなかったのではないか。北部山地でも「広源州属武建洞」(A 1039, 位置不明)のような二層構造の呼称が見られる。

これらの上級単位の規模に注目すると、南方では、愛州→清化府=Thanh Hóa 省、演州=阮朝演州府(旧 Nghệ An 省東北部)、驩州→父安州=旧 Nghệ An 省南部・Hà Tĩnh 省など、一貫して後世の省・府レベルの規模を持っている。<sup>43)</sup> だが、北部山地の各州は後世の県程度だった [Đào Duy Anh 1964: 93] と見られるし、紅河デルタでも、Khổng Đức Thiêm [1985] が説くように、県級の規模と思われるものが多い。上記の僊遊郡、嘉林郡等がそれであり、天徳府も僊遊郡と同格の単位だったとすれば、Đông Ngạn 県一帯のみを領したものと見られる。

一方郷・甲などの下級単位は、村落共同体的な在地の基礎単位を指すと見る説も多い

↘ 1960: 90注(3)。注37)のように「愛州五県江竜池甲」(B1050)という三層式表記も見られる。

41) [Cao Huy Giu 1972: 346 注61]。

42) 『綱目』5 高宗天資嘉瑞7年(1192)条註。

43) 唐代の愛、演、驩各州の位置は Đào Duy Anh [1964: 77-79]。年代記に愛州の名が最後に現れるのは表1の通り1061年、清化府の名の初出は1111年だから、李常傑の鎮治した時期(Hoàng Xuân Hân [1950: 368]によれば1082-1101年)にでも清化に改称されたものと思われる。驩州から父安への改称は『全書』では1036年、『越史略』では1101年とされるが、後者でもそれ以前に(B1069)父安州の名が見れるから(再三の改称があったかもしれないが)、基本的に『全書』の記事を正しいと見てよからう。

が、<sup>44)</sup> その規模は後世の社のように均一ではなかったらしく、<sup>45)</sup> 超類郷(A 1068, B 1115, 旧 Bắc Ninh 省 Siêu Loại 県)、清威郷(A 1207, 旧 Hà Đông 省 Thanh Oai 県)などは、名前の一致から見て後世の県級の規模を有した可能性もある。<sup>46)</sup> 上記の南方各州に属した甲・郷なども県級の規模を持っていたに違いない。<sup>47)</sup>

李末に類出する「邑」も、甲・郷などと同格の単位ないしはその別称だったように思われる。字義上は邑は県の別称と考えられ、事実兵合邑(B 1216)は『全書』では兵合県(A 1214)とされる。<sup>48)</sup> しかし『全書』が後代の呼称を用いている疑いは消えないし、義

44) 例えば [酒井 1961: 227; Trần Quốc Vương-Hà Văn Tấn 1960: 263; UBKHXHVN 1971: 152; 片倉・吉沢 1977: 68]。郷・甲の沿革について「安南志原」1 坊廊郷鎮は「偽越外記。唐刺史丘和始於州県内外分県置小郷大郷小社大社……貞元間都護趙昌廢大小郷総謂之郷。咸通中高駢分置郷属凡一百五十九。梁開平中節度曲瀨又改郷為甲、増置一百五十、通前為甲三百十四。李陳之時或因或革」との説を載せるが、現行『全書』などからはこの説の根拠は知られない。なお社名の初出は、割註などを除けば1209年の「麻浪阿果社」(注26)参照)と思われるから、李代から全国的に社が分布していたとは考え難い。

45) Hoàng Xuân Hân [1949: 80注(1)] は郷を後世の総級の単位と見、Đào Duy Anh [1958: 321; 1964: 93] は郷・甲を県級の単位とする。桜井 [1975: 28-29, 1987: 164-166] は、李陳代の郷・洞・寨などが概ね後代の社に、一部は総・県などに移行したことを説く。

46) 表4には「朱明扶譚」(究旨禪師)、「安格郷攏塵」(満覚大師)、「金牌郷恩理」(悟印禪師)など郷名より下位の地名も見られる。表1の海邑劉家村(AB1209)などと同様、ある程度大きな基礎単位は上下に分化しつつあったのではなかろうか。

47) 陳代の『安南志略』1 郡邑は、清化府路の属邑として5江2場7甲、父安府路には6江、演州路には3江1場3社を挙げる。

48) 『越史略』に見える「神溪个屢二邑」(B1213)なども、神溪は属明期以降県名として知られ

住邑 (B1215) は表4の「平楽義住郷」(平楽はB1214では旧 Bắc Ninh 省方面の道名—注24)参照)に当たると思われる。李末史料には「快諸邑」(『越史略』3 惠宗建嘉元年(1211)6月)、「峯州諸属邑」(同7年)、「(北江)諸郷邑」(同8年)などの語も現れるが、快諸邑の中心は快郷 (B1215)<sup>49)</sup> だったろうし、峯州諸属邑の中には、「甘蔗將軍」(同建嘉4年4月)が拠った甘蔗甲 (A1117, 旧 Sơn Tây 省 Phúc Thọ 県<sup>50)</sup>) も含まれたに違いない。

以上のような規模・呼称の多様性はまず、各基礎単位が上から行政的に再編されたものでなかったことを窺わせる。上記の南方各地の甲・郷は、父安州杜家郷を除いてすべて反乱主体として記録されたものだし、快郷、甘蔗甲なども在地軍事勢力の単位だったに違いない。「義住人朱停以其邑附嫩」(B1215)、「(兵合)邑将杜細奔丹鳳」(B1216)など、邑もやはり軍事力単位をなしている。県級の規模を持ちながらしばしば村落名で表された10世紀の在地勢力群 [桜井 1980(A)]と同様に、後世の県級とも村落級とも明確に分化していない—当然、複数の自然村落を含むことが多かったであろう—在地勢力の基礎単位が甲・郷その他であったと考えてよからう。その意味では北部山地の洞・欄なども違いはない。<sup>51)</sup>

る (Thái Bình 省中部。「大南一統志」南定省建置沿革, 同興安省建置沿革など参照) から、李代から県名だったと考えることが可能である。

49) 快の名の初出は快場 (A1119) である。平隆場の反乱 (B1161) や、『安南志略』に南方諸路の属邑としての場名が見えることなどから考えて、場も郷・甲などと同格の基礎単位だったと思われる。

50) 位置比定は [Trần Quốc Vượng 1960: 198注(2)]。呉権の出身地がこの付近だったと見られる [桜井 1980(A): 599-601] など、10世紀以来の重要な在地勢力拠点と思われる。

51) Đào Duy Anh [1964: 93] は洞を山地の羈縻

一方、上級単位のうち北部山地の州は、洞などの在地基礎単位の重要・強力なものの自称ないし名誉称号に過ぎなかったと思われる。<sup>52)</sup> デルタ内でも我々は、李太祖の出身地古法郷が天徳府に昇格された例,<sup>53)</sup> 長安府 (旧 Ninh Bình 省 Gia Viễn 県—注9) 参照) の前身華閩が建都前は華閩峒と呼ばれていたこと (『全書』1 丁先皇元年(968), 『越史略』1 同年) などを知っている。昇竜城でさえ、『文献通考』330 交趾に引く范成大『桂海虞衡志』には「交人自謂至其国都曰入峒, 謂吾民曰上京」とあり (『嶺外代答』にも同文あり), 峒の一つと認識されていた可能性もある。要するに府州その他の上級単位は、デルタの内外を問わず、基本的には重要な基礎単位に与えられる呼称だったといえよう。

州と似た規模と考えており、太宗が儂智高に与えた土地が『全書』では「雷火平安婆四洞及思琅州」(A1041), 『越史略』では「雷火平婆思浪等州」(B1041) とされるなどは、その傍証と言えよう。が、黎朝以降の洞冊は平野部の社に相当する基礎単位となっている [桜井 1975: 24; 1987: 160-164]。李代には洞・冊なども大小未分化な基礎単位だったのだろう。なお、以下のように華閩や昇竜がもともと峒と呼ばれたらしいこと、黎初にもデルタの峽山県 (旧 Hải Dương 省 Giáp Sơn 県) や慈廉県 (旧 Hà Nội 省 Tư Liêm 県) などに冊と呼ばれる村落が存する [桜井 1987: 161表5] ことなどから、古くはデルタ内にも洞・冊などがかなり広く分布していたのではないかと疑われる。

52) 前注参照。『安南志略』1 郡邑が州について「皆接広西・雲南界。雖名州県, 其实洞也」とするもの、そうした州と洞の関係を反映した記述であろう。

53) 天徳府の前身は『全書』(A 太祖紀冒頭, 1010) では古法州とされるが、「古法州応天心寺」(A 太祖紀冒頭) は『越史略』(B 太祖元年) では「古法郷応天心寺」とされる。『禅苑集英』にも、唐代の定空禅師が延蘊郷 (A 1009には「古法州延蘊郷」とある) を古法郷と改めたとの逸話が載る。古法は前黎朝期には李公蘊の出世に伴い州号を与えられていた



表4で天徳府（馱勝郷，朱明郷，華林郷，扶寧郷……），安羅（屋郷，清威郷）等々，複数の郷が同一上級単位に属する例が見出されること，上記の通り南方各府州には多数の郷や甲が属したと思われることなどから，基礎単位から昇格した上級単位は，周辺基礎単位群に対してある程度面的な広がりを持つ支配を及ぼしたと考えられる。が，それは基礎単位の軍事力が解体，再編されていないことから推して，非官僚制的で慣習的かさもなければ属人的な支配ではあっても，明確な官僚制的統属関係や領域概念を伴う中国的な統治ではあり得なかったと思われる。上から統一的に設定されたと思われる路が実態を十分持ち得ず，道の方は「移檄募諸道兵」（『越史略』3 高宗治平竜応6年〈1210〉），「会諸道兵盟於東扶列杜太尉祠」（同惠宗建嘉4年〈1214〉春正月）と，檄に応じて集まり盟を行う非官僚制的な軍事力単位でしかなかったのも，そのためと考えれば理解しやすい。

また，単位呼称の不統一（個別的命名？）も，そうした状況を想定してはじめて理解し得るであろう。第一にそこでは，10世紀以前からの慣習的呼称やその後の在地勢力による新たな自称などが通用し得る。第二に路制に関して述べた通り，そこに中国式呼称体系が持ち込まれれば，体系性自体が放棄されて個

別の命名が行われるところまでは行かなくとも，一つの単位に何重もの呼称が与えられ，結果的にはそれらの一つが個別的に選択されて通用することになる。かくして同レベルの単位が各地で異なる名称で呼ばれる状況が生じる。仮に路や県が制度上は普遍的に設置されたとしても，一般には府州や郷などの呼称の方が通用していたとすれば，路や県の名は史料に残りにくいわけである。

またその場合，同一地域が時により異なった呼称で呼ばれる（頻繁な改称？）という，別の意味での呼称不統一も生じ得る。非官僚制的統治システムの下では，地方行政単位呼称は在地勢力に対する秩序づけのための名誉称号として用いられるのが普通であり，<sup>54)</sup> 具体的には在地首長にその地名を含んだ名誉的官爵名を与えるという形をとることも多い。その場合には当然，雅名・古称などを含む様々な単位呼称が名誉の度合に応じて使い分けられるし，現実の政治状況に応じて頻繁に称号が変更され得るわけである。<sup>55)</sup>

のかもしれないが，いずれにせよ本来は郷名だったと考えねばなるまい。なお『禅苑集英』の「竜編古州郷法雲寺」（比尼多流支禅師，崇範禅師など）は，「古法州法雲寺」（A 1034, 1161），「古州法雲寺」（B 1034, 1161）に相当するに違いなく，Maspero は古州の名（『安南志略』1 郡邑に「古州在北江」とある）を，陳代に天徳府が降格されたものと見た（注12）参照）。しかし法雲寺は Sông Đuống の南の Thuận Thành 県に現存するので，古州と Sông Đuống 北岸の古法＝天徳府とは無関係と思われる。「古法州法雲寺」は『全書』編者の誤記であろう。また『禅苑集英』の「竜編古州郷」の名から，北属期の竜編の位置が李代には Sông Đuống 南岸と考えられていたことがわかる。

54) 在地勢力群に対する上からの名誉的秩序づけのための行政単位呼称の授与は，高麗・李朝初期朝鮮について旗田 [1972: 3-144]，渤海について河上 [1983] がそれぞれ指摘している。

55) 注28)に引いた『保寧崇福寺碑』の建立者は，碑文中に「(英武昭勝壬戌〈1082〉)以配欽聖公主」とあることから，表3 (AB1082)に見える渭竜州牧何彝慶と知られるが，碑文冒頭の彼の肩書は「知渭竜府」云々とある。本人ないし碑文作者が実際以上の肩書を用いたのではないか。

また，Thanh Hóaに残る12世紀初頭の各碑文中の官名・寺名は甚だ錯綜している。『安獲山報恩寺碑記』（注28）の「清化寨九真県公事」，崇巖延聖寺碑銘（同注）の「九真郡清化鎮崇巖延聖寺」「権判九真郡通判周公」「権統清化五県三源諸軍州事知清化郡事」，『仰山靈称寺碑』（1126年頃建立 [VVH 1977: 354-367]）の「九真郡清化鎮福延資聖寺」「(李常傑)知愛州九真郡清化鎮諸軍州事」「充清化郡通判李允」などがそれである。報恩寺碑の清化寨——九真県という上下関係が，後の二碑

ただこうした上級単位は、南方などでは安定した慣習的支配を続けていたと考えられるのに対し、紅河デルタ内では重要な変動が見られる。上記の通りデルタ内上級単位の支配範囲は、概ね基礎単位と大差ない県程度の規模にとどまっていたと思われるのに対し、李末の各割拠勢力は、依然在地基礎単位の集合体に過ぎなかったとはいえ、より大きな規模を持っている。北江、南柵、大黃、烘(洪)、快などその名の多くが陳代の路名に直結しており[桃木 1982: 97]、大黃→Ninh Bình、藤州・快州→Hưng Yên、北江→Bắc Ninhなど、後世の省や府と範囲を同じくしたと思われるものも多い[桜井 1980(B)]。陳代以降のより面的な上級単位形成の萌芽が下から現れたものとして重視したい。

### III 地方統治者の称号と機能

今度は各地方行政単位の統治者に注目してみたい。表3に見られる通り、統治者名が史料に多数現れるのは紅河デルタ外の府州のみで、県官は全く現れないし、路、道、邑などについては「将」「將軍」が李末に現れるだけである。都護府の統治者らしき称号は「都護副使阮守疆」(CD1022)の一例のみ、<sup>56)</sup> 他

の九真郡——清化鎮という関係に逆転したとか、後者と同じ二碑文中の清化郡は、九真郡の下の清化鎮とは別の地域を指すなどと考えるのはいかにも苦しい。そもそも12世紀初頭の清化は府だったはずである(注42)参照。官名のみならず、李代に重要な社会勢力だった寺院にも、様々な雅名・古称を散りばめた寺号が用いられていても不思議ではない。となれば、『禪苑集英』の寺名に付された上級単位呼称についても、同じ疑いなしとはしないわけである(注52)参照。

56) 都護府の官としてはほかに「都護府士師」が史料に現れる。「全書」2 太宗通瑞4年(1037)冬12月「都護府多疑獄、士師不能決……」、同3 聖宗竜彰天嗣2年(1067)「以員外郎魏仲和・鄧世資為都護府士師、改書

のデルタ内上級単位の統治者名も、李末の路・道の將軍以前には「太平州刺史李国以」(DG1156, 旧Hưng Yên省<sup>57)</sup>)しか現れない。

そこから推測されるのは、首都昇竜の全国に対する漠然たる代表性<sup>58)</sup>を除けば、李末以前のデルタ内上級単位は、一般に前章で見た通り、上級官僚機構の設置を伴わない、基礎単位に対する名誉称号の域を出ないものだったという状況である。とすれば、表3から主に分析し得るのは、紅河デルタ基礎単位連合の代表たる李朝が、デルタ外に対してどのような支配を行なったのかという問題であろう。以下その点を中心に、州や府の統治者の称号と機能を検討してみたい。

#### 1 州の統治者

李代史料に最も多く現れる単位呼称は州である。その統治者の称号としては、州牧、首領、知州、刺史などが知られている。

そのうち州牧、首領などが、一般に説かれる通り土着的・世襲的な地方支配者で、公主降嫁などの非官僚制的方法でのみ中央政権と結びついていたことは、表3からも間違いなさそうである。<sup>59)</sup> 特に対広西ルートを押える

家十人為按獄吏」(『越史略』2 同年条では「都護士師」)、『越史略』3 惠宗建嘉元年(1211)正月乙酉「選文臣為都護府士師」などがそれである。Đào Duy Anh [1964: 92]はこれを府尹の如き府の長官とみているが、『綱目』1 丁先皇太平2年(971)条註には「士師、官名。蓋倣唐虞之刑官也」とある。上記の各記事からも士師は刑獄を司る官としか考えられないので、表2には掲げなかった。

57) 太平州は李末の藤州と同一地点とされる(注12)、16)参照)。

58) Taylor [1983: 282]は当時の都護府が地理的意味を伴わない“中央政府”を指す語だったと推測しており、Whitmore [1985: 1]も、東南アジア的な文脈から、李陳代国家権力の(機構的)枠組が首都のみに収斂していたことを説く。

59) 「諒州安忠侯」(A1146)、「父安州伯李不染」(A1216)なども同様な在地首長であったろう。

諒州（旧 Bắc Giang, Lạng Sơn）の申氏、<sup>60</sup> 紅河デルタ頂部、三大河合流点方面を扼する峯州（旧 Sơn Tây, Vĩnh Yên 省方面）・真登州（旧 Phú Thọ 省方面）の黎氏、<sup>61</sup> Sông Lô から雲南へのルートをにらむ渭竜州（旧 Tuyên Quang 省 Chiêm Hóa 県）の何氏<sup>62</sup> などと李朝との結びつきは有名である。

しかし州牧と首領との違いがどんなものだったかは明らかでない。Maspero [1916: 37] は、州牧を州の唯一最高の統治者、首領をより重要度の低い一般領主としている。確かに、「広源首領楊嗣興」と「広源州小首領莫賢」が同一史料の同じ年（A 1124、広源州は Cao Bằng 省東南部<sup>63</sup>）に現れる例などは、首領が州牧とは違ってその州の唯一の統治者とし

て中央から認知されたものでなく、同時に複数存在し得たことを窺わせる。しかし「西農州大首領」（A 1129、旧 Tây Nguyên 省 Tư Nông 県か<sup>64</sup>）などとある大首領も、州の首領中で最高の存在として中央から認知された呼称のように思われ、<sup>65</sup> 州牧との違いは依然よくわからない。

一方州牧の分布を見ると、上記の諒州、峯州、真登州、渭竜州などのほか、平林州（A 1014、旧 Cao Bằng 省 Quảng Uyên 県か<sup>66</sup>）、永安州（A 1033、旧 Hải Ninh 省一注10）参照）、上威州（A 1036、位置不明）、乂安州（AB1203、旧 Nghệ An 省南部、Hà Tĩnh 省一本文255頁）などの州牧が史料に現れる。驩州（乂安州の前身一注43）参照）の牧守（『全書』2 太宗天成4年〈1031〉2月朔）、愛州（Thanh Hóa一注43）参照）の牧長（同通瑞2年〈1035〉冬10月）などの語も史料に現れる。これらから、州牧は北属期の直轄州（峯、愛、驩）やデルタ外への主要ルートを押える州（諒、真登、渭竜、永安、平林）など重要な州の支配者の認知に、大首領などはそれ以外の州の首長の認知に用いられた称号と考えるべきかもしれない。<sup>67</sup>

また、州牧や首領を単純に「山地」の「異民族」の「土官」と考えることはできない。まず諒州や峯州・真登州は山地とデルタの接点に位置する勢力であろう。また『禅苑集

- 60) 諒州牧申紹泰への平陽公主の降嫁（AB1029）  
 以外にも、駙馬申景元（『越史略』2 聖宗竜瑞太平6年〈1059〉）、「平陽公主男申道元尚天成公主」（同彰聖嘉慶8年〈1066〉）などの名も見られる。Đào Duy Anh [1955: 130], Trần Quốc Vượng-Hà Văn Tấn [1960: 332] などは、英宗期に北部山地で乱を起こした申利も諒州申氏の裔と見ている。なお諒州の位置について、Đào Duy Anh [1964: 92], 桜井 [1980(B): 277注11] などは Lạng Sơn 省とするが、属明期以降に言う諒江（旧 Bắc Giang 省）方面も含まれていた可能性がある [桃木 1983: 65注⑦]。Hoàng Xuân Hân [1949: 88, 95, 100注(6)] は申氏の本拠地を Lạng Sơn でなく Bắc Giang 側の（Sông Thương 沿いの）地域と考えている。
- 61) 峯州牧黎宗順（AB1036）や真登州牧黎氏（A 1113）に公主が降嫁しているほか、真登州牧黎法國（A 1132）または黎法圓（A 1140）の名も見える。桜井 [1980(B): 277, 278-279] もその位置、事蹟にふれる。本文（260頁）に引いた『禅苑集英』安智禅師伝、「奉聖夫人墓誌」からもこの方面の黎氏勢力の状況が知られる。
- 62) 渭竜州首領何景俊（A 1013）は雲南勢力に与して李朝の討伐を受けたが [桃木 1987: 410], 同州牧何彝慶（AB1082）、首領何公輔（B1180）には公主が嫁している。
- 63) 広源州や後出の上源州など儂氏旧領地帯の地名比定、戦争や外交交渉については、河原 [1959; 1975; 1984: 313-381] に詳しい。

- 64) 『綱目』2 太宗乾符有道元年（1039）春2月条註参照。
- 65) 本文261頁に引いた「改大首領為刺史」（1056年）という記事からは、大首領も州の唯一最高の統治者だったように感じられる。
- 66) 『綱目』2 太祖順天5年（1014）条註参照。
- 67) 州牧と首領の間に民族差があったとも考えにくい。州牧のうち峯州・真登州や南方各州などはヴェトナム族の可能性が強いが、諒州申氏は中国側史料で言う甲洞蛮に当たると考えられるし [Hoàng Xuân Hân 1949: 88, 95], 平林州牧黄氏は溪洞蛮の大姓の一つ [ibid.: 86] に違いない。

英」安智禪師伝には、

峯州人。姓黎氏，諱鏐。黎朝禦蛮王之苗裔也。祖順宗仕李朝，官至中書大僚班，尚金城公主……

神宗の奉聖夫人の墓誌 [VVH 1977: 488-498] には、

祖駙騎尉，真登洲宝所觀察使，即禦蛮大王之親侄，寔黎家大行皇帝之孫。

などとあり、峯州・真登州の黎氏は、黎桓の第四子で峯州に封ぜられた禦蛮王釘（『全書』1 黎大行興統3年〈991〉）の子孫と主張していることがわかる。これを単なる蛮族と片付けることはできない。

さらに、永安州牧師用和（表3，A1033）は宋側史料（C1040）に朝貢使として現れる帥用和と同一人物だろうし、諒州牧楊景通（B1072）と知広源州楊景通（F1086）も同一人に違いない。富良府（Thái Nguyên—注11）の首領楊嗣明（A1127，1142。B1142では富良州首領）は駙馬となり、「沿辺溪洞」の経略に当たったり（注11参照）、首都での権臣杜英武に対するクーデター（『越史略』3 英宗大定9年〈1148〉，『全書』4 同年〈1150〉<sup>68)</sup>）にも参加している。彼らを単なる土官とは考え難い。

そこで一旦知州に目を転じると、これは南方の最前線父安州に最も頻繁に現れる（A1041，1073，1131，AB1203，AB1208，A1216，B1218）。そのほか北部山地での宋との抗争に絡んで上源州（F1084，旧 Bắc Cạn 省方面か—注18参照）、広源州（F1086）に、楊寿安，楊景通といった知州の名が現れる。「知諒州軍事李山」（A1128）は、神宗の

皇后冊立の際に皇后の父に与えられた称号である。

知州の任命が臨時的なものだったことは、上源州以下の3例に限らず、父安州における占城遠征（1044年）の3年前の威明侯日光，<sup>69)</sup> 真臘の入寇（1128年）の3年後の近臣牟愈都<sup>70)</sup> などの軍事目的と思われる任命、聖宗朝の太師李道成<sup>71)</sup>（A1073）や高宗の権臣范猷（AB1208）<sup>72)</sup> の左遷に等しい任命などからも明らかである。逆に土着首長がその土地の知州に任ぜられた確実な例は見出されない。本来広源州や諒州には首領，州牧がいたし、父安でも上記の驩州の牧守（1031年），知父安州と州牧の併存（AB1203）などの史料がある。通常はどの州も，知州ではなく州牧・首領などが統治していたと見てよからう。

ただし上記の楊景通の例から見て，知州＝ヴェト族と割り切るのは危険である。また、

69) 『全書』2 太宗明道3年（1044）の占城親征の記事中に、「遷至父安行營，召威明侯日光慰勞之，尋授本州節鉞，加封王爵。初帝委威明以父安歲租，及令置婆和寨使之牢固，及諸處塚鋪，餼糧畢備，皆稱旨故也」とあり，日光が対占城戦備を整えるのに活躍した様が窺われる。「越句幽靈集」威明勇烈顯忠佐聖季佑大王伝にも同様の事蹟が載る。

70) 神宗朝での彼の役割については [Wolters 1976: 219] 参照。

71) 『全書』3 仁宗太寧2年（1073）条に，仁宗が生母靈仁皇太后（倚蘭元妃）に唆かされて嫡母楊太后を殺した事件に関して，「史臣吳士連曰……太師李道成之出鎮于外，安知不因言此耶」との按語が載る。Hoàng Xuân Hân [1949: 74-75] は李道成の父安出鎮を，楊太后＝李道成派が倚蘭元妃＝李常傑派との政争に敗れた結果と見る。

72) 『越史略』3 高宗治平竜応3年（1207）秋8月条に「段尚・段主反。王命大發兵攻之……尚密遣人路上品奉御范猷，請以其衆掃猷。猷為力請於王，王遣使召以蒙等軍還，尚遂得脱。自是以蒙・乘彝与猷有隙」とあり，譚以蒙，范乘彝ら他の権臣との対立の結果，范猷は左遷されてか自ら難を避けてか知父安州軍事となったものと思われる。

68) 『越史略』の英宗紹明3年（1139）から大定17年（1156）までの各年の干支を，同じ年号に対する『全書』の干支と比べると，すべて前者が2年早い干支を持つ。Trần Quốc Vượng [1960: 138 注4] はこれを，両者が前後に一年ずつずれたものと見ている。

知諒州軍事は明らかに恩賞であり、逆に知父安州には左遷されたものが含まれたのだから、知州の任命は、大首長不在の際の統治や軍事拠点確保など、その地域の統治上の必要がある場合のみに行われたものではなかろう。

知州の統治機能について見れば、任命された土地はいずれも本来在地首長が存在する辺境地帯であり、しかも知州に任命された人物は隣接地域の在地首長（楊景通）とか宗室（李道成）、近侍官系の権臣（牟愈都、范猷）などである。そこで在地勢力が解体・再編され、官僚制的統治が行われたとは考えにくい。とすれば結局、州牧・首領と知州との間には、在地首長の本領按堵か中央政権による臨時派遣かという違いのほかには、民族的にも統治機能上でも大きな差違はなかったということになる。

次はヴェトナム側史料に現れない「刺史」である。前論でも述べた通り [桃木 1987: 410-411]、表3の刺史はすべて朝貢使として中国側史料に記録されたものである。Maspero [1916: 37] は、10世紀の各州統治者が刺史と号したことのみに述べ李代の刺史にはふれないが、太平州刺史が1156年 (DG) に現れるから、10世紀以来の刺史号が李初まで存続しただけのこととは言えない。また中国側史料のみに現れるから中国が朝貢使に与えた称号だったとか、逆にヴェトナム側が朝貢の際のみに用いる称号であったとも断定できない。<sup>73)</sup> 『越史略』2 聖宗竜瑞太平3年

73) 『全書』1 黎大行天福11年 (1004) 条には「遣行軍王明提称撰驩州刺史，聘于宋。明提至汴，懇求恩使宣撫遐裔，宋帝許之……授明提金紫榮祿大夫檢校太尉驩州刺史」という、「ヴェトナム側の自称を中国が公認した」例があり（中国側でも明提は「撰驩州刺史」と記録されており [桃木 1987: 410注25]）、他の刺史号もいよいよどちらが呼んだものかわからない。なお同天2年 (995) 条には「封皇第十一子鯤（即明提也）為行軍王，居北岸

(1056) 条には「改大首領為刺史」とあり、刺史が朝貢の際のみに用いられる称号ではなかったことが窺われる。

李初の各刺史に注目したのは Wolters [1970: 210-211] で、氏は州牧など他の称号との関連にはふれずに、各刺史の名を李氏と地方首長（特に長州、演州、愛州など南方各州の）との連合政権的状况を示す史料として用いている。確かに「知峯州刺氏黎偃佺」(CF1031) は峯州黎氏の一族であろうし、同じ肩書の師（帥）用和も上記の通り永安州牧と同一人であろうから、彼らを在地首長と見てよかろう。

しかし師（帥）用和の例は、峯州が前記の通り黎氏勢力の拠点であることから考えて、実際に峯州に派遣されたのではなく、刺史号は実職ではなかったと考えられなくもない。各刺史の派遣が李朝によるその地域の統合を中国に誇示する狙い [桃木 1987: 411] を持っていたとすれば、必ずしもその州の実際の統治者を派遣する必要はなかろう。

しかも、史料に現れるその他の刺史のうち、「驩州刺史李公顕」(CEF1027) はヴェトナム側史料の遣宋使節李徴顕（『全書』2 太祖順天17年〈1026〉）と同一人物であろうが、その李徴顕は『全書』1 黎臥朝景瑞2年〈1009〉条末の李公蘊即位関係の記事に「（皇兄）武威王子徴顕為太尉」とあり、太祖の兄の子だったと思われる。また残る各刺史の出自は全く不明だが、ヴェトナム側史料ではいずれも員外郎の肩書を帯びている [桃木 1987: 411表2]。省・部名を伴わない員外郎は、非宦官系の近侍官の名とも考えられる。<sup>74)</sup> 刺史

古覧州」とあり、古覧は旧 Bắc Ninh 省 Tư Sơn 府とされる [Maspero 1916: 29] から、明提の驩州刺史は、本文の師用和の例と同じく実職でなかった疑いがある。

74) 『通典』21 職官3 散騎常侍，同書22 職官4 歴代郎官などに見える南北朝以前の員外郎の記述を参照せよ。

号は在地首長、宗室、近臣のいずれにも与えられ得たわけである。

称号としては「知某州刺史」などは知州と関係がありそうだが、一方漢代の刺史はしばしば州牧とも呼ばれている。<sup>75)</sup> 上記の通り大首領が刺史と称された時期もあったらしい。結局刺史号は、知州、州牧、大首領など州統治者のどの称号にも対応した州統治者一般の官名——唐制の実職とは異なり、宋制と同じく名誉や官品の種類・高下を現す官名だったかもしれない——として李代にもしばしば用いられていたのではないかと推測される。

## 2 府の統治者

今度は府の統治者について調べてみよう。表3では、太祖が開国王善を旧都長安府に置いた例 (A 1013, AB1028) を除けば、清化 (Thanh Hoá 省)・富良 (旧 Thái Nguyên 省) の二府に記録が集中している。そこでは「富良府首領楊嗣明」 (A 1127, 1142) の名が見られ、府にも州と同様に首領などの在地首長が存在したことが窺われる。一方「知府」は見出されない<sup>76)</sup>ものの、神宗朝の太尉楊英珪の「領清化府」 (A 1132)、英宗朝の太尉杜英武の「如富良府、考校官僚及定戸籍数目」 (A 1147) など、重臣の臨時派遣らしき例が見られる。李常傑の清化鎮治 (1082-1101年か、注43参照) も、その時から清化府の呼称が与えられたとすれば、同様の事例と考えられる。以上からは、府の統治者も州の各種

統治者と同様の機能・性格を持っていたと見られるわけである。

が、府においてはそれらとやや性格を異にしたとおぼしき統治者も現れる。「守富良府」 (A 1125, 1149)、「判清化府事」 (A 1127)、「守清化府」 (A 1129, 1130, 1135, 1137) などの称号を帯びた人物たちである。守富良府の中書李献 (1125年)、中書火阮権 (1149年)、判清化府事の御庫書家范信 (1127-1129年)、守清化府の内常侍杜元善 (1129年)、御庫書家梁改 (1130年)、御庫書家楊掌 (1135-1137年) などいずれも、地方首長や大貴族であった様子はない。

彼らの前職または兼職の官名である「中書」「中書火」「御庫書家」「内常侍」などの職掌・沿革は明らかでない。が、史料に頻出する「火」「火頭」は、宮中の近侍官や下吏・役丁などの組織とその長とを指す語と想像され<sup>77)</sup>、中書火もそうした近侍官組織ではなかったかと思われる。中国での設置当初の中書の性格<sup>78)</sup>と同様、皇帝への私的従属度が強くいまだ公的・国家的性格に転化しきっていない官僚組織だったのではないか。

書家は聖宗代から史料に現れ<sup>79)</sup>、皇帝に近侍してその儒教的教養をもって帝権強化や皇子の教育に貢献したことが、Wolters [1976: 217, 219] によって強調されている。御庫は太宗通瑞5年 (1038) 11月に初めて建てられ (『全書』2)、名称から見て帝室財産を収め

75) 『通典』32 職官14 州牧刺史の項参照。

76) Minh Tranh [1954: 83], Đào Duy Anh [1955: 104; 1964: 92], Trần Quốc Vượng-Hà Văn Tấn [1960: 264] などは、李代の府の統治者を治府・判府とする。『歴朝憲章類誌』13 官職志1 歴代分設之綱に拠った説と思われるが、実際の史料には、注54)に引いた『保寧崇福寺碑』の「知渭竜府」という信用し難い称号以外に、筆者は知府の名の現れる史料を知らない。

77) 『全書』2 太祖順天16年 (1025) 秋8月「又定諸色各管甲。又改火頭為正首、惟唱兒乃号管甲」、同3 仁宗広祐4年 (1088) 「置十火書家」、同4 昭皇天彰有道2年 (1225) 冬10月「詔選内外官員子弟充内色役。六火侍官外、祗候・内人侍内、日夜番上侍従」などの記事からそのことが窺われる。

78) 漢代の中書は皇帝の秘書官として宦官が充てられ、帝室財政を司る少府に属した (『通典』21 職官3 中書令)。

79) 注55)に引いた「改書家十人為按獄史」 (竜彰天嗣2年 (1067)) が初出である。

たものと見られるから、<sup>80)</sup> 御庫書家は帝室財産の管理に関係した近侍官の職であったに違いない。また内常侍の職掌も不明だが、名称から見て近侍官に違いなく、隋唐の制では宮中事務を司る宦官の職であった。<sup>81)</sup>

以上から、12世紀前半の富良府・清化府では、皇帝への私的従属度の強い「家産官僚」による統治がある程度恒常的に行われたのではないかと推測される。これは従来の在地首長や王侯貴族を通じての統治とは性格を異にする。もとよりこの「家産官僚制」統治はより高い次元で公的・国家的官僚組織の性格を獲得していたとは考えにくい。しかしこうした「私的帝権拡大」とでも言うべき方法によって、李朝の支配基盤が当初の昇竜京、天徳府と西沱濫原のみという状態から、デルタ外へ大きく拡大していたであろうことは決して軽視できない。<sup>82)</sup> 李末の清化府兵の活躍<sup>83)</sup>に見られるように、こうしたデルタ外経営の成果が李朝の長期安定の重要な要因となったと考えてよかろう。

80) 「太后発内府錢」（『全書』3 仁宗竜符3年〈1103〉春）とある内府、「略官府金銀財物」「虜御府財物」（ともに『越史略』3 惠宗建嘉4年〈1214〉）の官府、御府なども、御庫と同じ意味で用いられた語であろう。

81) 『通典』27 職官9 内侍省。

82) 清化関係の金石文（注28）、55参照）を見ると、安獲山報恩寺碑記の撰者朱文常が「管俱御府」、崇巖延聖寺碑銘の字を書いた周元皓が「兼管御府財貨」、仰山靈称寺碑の字を書いた李允が「管勾御府財貨」などの官名を持っている。これまた清化が帝室財産として重要な位置を占めていたことの傍証と言えよう。

83) 「詔上制李蒙領清化府父安州五千余人如占城」（『全書』4 英宗大定13年〈1152〉）、「詔譚以蒙發清化府兵擊古宏甲」（『越史略』3 高宗天資嘉瑞7年〈1192〉是夏）、「（討大黃）仍命吏部尚書徐英珥率清化府兵以討之」（同天資宝祐2年〈1203〉）、「以蒙領茄人及清化人攻即墨郷」（同治平竜応6年〈1210〉）などの記事がある。

このデルタ外支配拠点での官僚制支配は、後世に重大な影響を及ぼしたと思われる。上記の杜英武による富良府での「定戸籍数目」（A1147）の実績のほどは不明だが、清化府については『全書』5 陳太宗建中4年（1228）秋8月条の

閱定清化府帳籍。故事毎年春首，社官（今社長）開報人口，謂之単数，並依帳籍為定。具出宗室，文官文階，武官武階，從官軍人雜流，黃男癯老，不具附籍漂散之類。有官職者，子孫承蔭，方得入仕，富壯而無爵者充軍，世為兵。

という有名な記事が思い出される。この記事はしばしば、李代から国家が全国で社の直接支配を行っていたという説の証拠とされる。<sup>84)</sup> が、上の富良府での戸籍作成の記事とあわせ考えれば、これはむしろ、重臣の臨時派遣に加えて皇帝の家産官僚による統治が恒常的に行われるようになってはじめて、富良府や清化府のみで全国に先行して、上からの戸籍作成——在地基礎単位の社への再編などの恒常的な官僚制統治が実現され得たものと解すべきではなからうか。<sup>85)</sup>

84) 例えば Minh Tranh [1954: 84], Lê Thành Khôi [1955: 146-147], Đào Duy Anh [1955: 112] など。

85) 李代にも田土（公田・私田）や人丁（黄男・大黃男など）の分類把握、それらに基づく田租徴収や軍隊編成などが行われていたことを説く概説書は数多いが、それらがどの範囲で、どの程度の実効を伴って行われていたかは全く証明されておらず、片倉・吉沢 [1977: 77] はこの帳籍作成の記事を清化だけのことと見ている。現在のヴェトナムでも Lê Kim Ngân [1981] らの、国家の土地・人丁把握は名儀上のみで、地租搾取も貢納制の域を出なかったという説が優勢である。例えば全国的戸籍編成は記録上では陳太宗天応政平12年（1243）正月が最初である [桃木 1982: 118 注(100)]。また陳初にも清化が陳氏の私領として重視されたことは [同上: 101-102] 参照。

## 結 語

本稿の主な内容・論点は以下の通りである。Ⅰでは李代ヴェトナムの地方行政単位に関する主要史料を網羅・整理し、各単位の機能、相互関係、設置範囲などに関する主な学説を要約した。Ⅱでは、路府州県など上級行政単位の呼称の史料への現れ方の様々な不統一に関する仮説を提出した。当時の地名表記は上級単位—基礎単位の二層構造が一般的だった。基礎単位は行政的に再編されていない在地勢力単位で、上級単位の実態は基礎単位の重要なものに与えられる名誉称号の類に過ぎず、その周辺への支配は非官僚制的、慣習的なものであった。そこに壮大な中国式呼称体系が持ち込まれたことが、呼称の有名無実化や不統一の生じた主な原因と思われる。Ⅲでは州・府の統治者について調べたが、一般にその任命は地方首長の本領按堵か王侯・重臣の臨時派遣であった。それらの間に民族的・統治機能的に明瞭な差異は見出されず、非官僚制的な統治を行う点では同質のものだったと考えられる。

以上の推測・臆測が根本的に誤っていなければ、李代ヴェトナムの地方支配構造として思い浮かべられるのは、(基礎単位内部でこそ共同体的土地所有に関する公的・官僚制的機構が存在し得るが) 基礎単位と上級権力との関係が「封建的」であり、首都はそうした支配を一点で象徴・代表する権力中心であったという、ムアン社会を基礎とするタイ系諸国家<sup>86)</sup>と同様の構造である。

86) シブソンパンナーヤラオスのムアン社会・国家については田辺 [1973], 吉川 [1977], アユタヤ朝地方統治体制については石井 [1968], 田辺 [1972(A); 1972(B)] など参照。また桜井 [1987: 41-94], 石井・桜井 [1985: 196-197] などは、東南アジアムアン社会に共通する、領主直営田、職禄田、農民保有田の三種を持つ

しかし李代のヴェトナムでは、その構造に重要な変動が見られる。Ⅱで見たように、李末の紅河デルタには後世の路・府・省などのレベルに相当する上級結合体が下から形成される。デルタ開拓における「工学的適応」の開始などにより、基礎単位の持っていた官僚制的・領域的性格が上方に拡張されはじめたものではなかろうか。他方Ⅲで見たように、12世紀の紅河デルタ外、特に清化では、私的帝権拡大とでも言うべき形で上から家産官僚制統治が導入され、全国にさきがけて在地基礎単位の社への再編、戸口・田土の直接把握などが実現されはじめたと思われる。こうした上と下からの動きこそ、陳代に本格化し15世紀黎朝下で完成した、官僚制的地方行政体系形成過程の萌芽であったと筆者は考える。

本稿作成に当たっては、史料収集・内容検討の両面で八尾隆生・Lê Văn Lan 両氏の多大な御援助をいただいた。ここに記して謝意を表したい。

## 参 考 文 献

- Cao Huy Giu. 1972. *Đại Việt sử ký toàn thư*. tập I. Hà Nội: NXB Khoa học Xã hội.
- Đào Duy Anh. 1955. *Lịch sử Việt Nam*. quyển thượng. Hà Nội: NXB Xây dựng.
- . 1958. *Lịch sử Việt Nam*. quyển thượng. Hà Nội: NXB Văn hóa.
- . 1964. *Đất nước Việt Nam qua các đời*. Hà Nội: NXB Khoa học.
- Đình Gia Trình. 1968. *Sơ thảo lịch sử nhà nước và pháp quyền Việt-nam*. tập I. Hà Nội: NXB Khoa học Xã hội.
- Gaspardone, E. 1934. *Bibliographie Annamite*. BEFEO XXXIV(1).
- Hoàng Xuân Hãn. 1949. *Lý Thường-kiệt*. Hà Nội: Sông Nhị.
- . 1950. *Lý Thường-kiệt*. phần thứ hai. Hà Nội: Sông Nhị.

「領主制下の割換制共同体」が、中国的な枠組の中で領域国家的に展開したものが15世紀以降のヴェトナム公田体制であると考えている。



- 旗田 巍. 1972. 『朝鮮中世社会史の研究』 法政大学出版局.
- 石井米雄. 1968. 「アユタヤ王朝の統治範囲を示す『三印法典』中の3テキスト」『東南アジア研究』6(2).
- 石井米雄; 桜井由躬雄. 1985. 『東南アジア世界の形成』 講談社.
- 片倉 穰; 吉沢 南. 1977. 「ベトナム概史」『ベトナム』上. アジア・アフリカ研究所(編)所収. 水曜社.
- 河原正博. 1959. 「農智高の反乱と交趾」『法政史学』12.
- . 1975. 「李朝と宋との関係(1009-1225年)」『ベトナム中国関係史』山本達郎(編)所収. 山川出版社.
- . 1984. 『漢民族華南発展史研究』吉川弘文館.
- 河上 洋. 1983. 「渤海の地方統治体制——一つの試論として——」『東洋史研究』42(2).
- Khổng Đức Thiêm. 1985. Những vùng đất và con người nổi danh của Hà Bắc thời Lý. *Sử học Hà Bắc* số IV. Hà Bắc: Hội đồng Sử học.
- Lê Kim Ngân. 1981. Một giả thiết về kết cấu kinh tế của xã hội Việt Nam từ thế kỷ X đến thế kỷ XIV; Nguồn gốc phát sinh và sự tiến triển của nó. Trong *Tìm hiểu xã hội Việt Nam thời Lý-Trần*, do Viện Sử học biên soạn. Hà Nội: NXB Khoa học Xã hội.
- Lê Thành Khôi. 1955. *Le Việt Nam, histoire et civilisation*. Paris: Les Editions de Minuit.
- Maspero, H. 1910. Le Protectorat général d'Annam sous les T'ang. *BEFEO*. X.
- . 1916. Étude d'histoire d'Annam II, La géographie politique de l'empire d'Annam sous les Lí, les Trần et les Hồ (X<sup>e</sup> - XV<sup>e</sup> siècles). *BEFEO*. XVI(1).
- Minh Tranh. 1954. *Sơ thảo lược sử Việt-nam*. quyển I. Hà Nội: Nhà Giáo dục Phổ thông.
- 桃木至朗. 1982. 「陳朝期ヴェトナムの政治体制に関する基礎的研究」『東洋史研究』41(1).
- . 1983. 「陳朝期ヴェトナムの路制に関する基礎的研究」『史林』66(5).
- . 1987. 「ヴェトナム李朝の軍事行動と地方支配」『東南アジア研究』24(4).
- Nguyễn Thừa Hỷ. 1981. Về cấu trúc xã hội chính trị thời Lý—Trần. Trong *Tìm hiểu xã hội Việt Nam thời Lý—Trần*.
- 酒井良樹. 1961. 「ヴェトナムの文化」『世界の歴史』13. 筑摩書房.
- 桜井由躬雄. 1975. 「ヴェトナム中世社数の研究」『東南アジア—歴史と文化』5.
- . 1980(A). 「10世紀紅河デルタ開拓試論」『東南アジア研究』17(4).
- . 1980(B). 「李朝期(1010-1225)紅河デルタ開拓試論——デルタ開拓における農学的適応の終末——」『東南アジア研究』18(2).
- . 1987. 「ベトナム村落の形成」創文社.
- 田辺繁治. 1972(A). 「タイ旧制度下の国家領域に関する一考察」『東南アジア研究』10(2).
- . 1972(B). 「タイにおける国家領域の成立過程——チャクリ改革期を中心として——」『史林』55(6).
- . 1973. 「雲南シップソンパンナーの統治形態に関する一考察」『季刊人類学』4(1).
- Taylor, K. W. 1983. *The Birth of Vietnam*. Berkeley, Los Angeles, London: University of California Press.
- Trần Quốc Vượng. 1960. *Việt sử lược*. Hà Nội: NXB Sử học.
- Trần Quốc Vượng-Hà Văn Tấn. 1960. *Lịch sử chế độ phong kiến Việt-nam*. tập I. Hà Nội: NXB Giáo dục.
- Trần Văn Giáp. 1932. Le Bouddhisme en Annam des origines au XIII<sup>e</sup> siècle. *BEFEO* XXXII.
- Ủy ban Khoa học Xã hội Việt Nam (UBKHXHVN). 1971. *Lịch sử Việt Nam*. tập I. Hà Nội: NXB Khoa học Xã hội.
- Viện Văn học (VVH). 1977. *Thơ văn Lý—Trần*. Hà Nội: NXB Khoa học Xã hội.
- Whitmore, J. K. 1976. The Vietnamese Confucian Scholar's View of His Country's Early History. In *Explorations in Early Southeast Asian History: The Origins of Southeast Asian Statecraft*, edited by K. R. Hall and J. K. Whitmore. Ann Arbor: The University of Michigan.
- . 1985. *Vietnam, Hồ Quý Ly, and the Ming (1371-1421)*. New Haven: Yale Southeast Asia Studies.
- Wolters, O. W. 1976. Lê Văn Hưu's Treatment of Lý Thần Tông's Reign (1127-1137). In *Southeast Asian History and Historiography*, edited by C. D. Cowan and O. W. Wolters. Ithaca, London: Cornell University Press.
- . 1982. *History, Culture and Region in Southeast Asian Perspectives*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- 吉川利治. 1977. 「ラオスの伝統的統治体系」『東南アジア—歴史と文化』7.